

第十九回

参議院地方行政委員会會議録第十六号

昭和二十九年三月三十日(火曜日)午前
十時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
館 哲二君

委員

伊能 芳雄君
伊能 繁次郎君
長谷山行毅君
小林 武治君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
松澤 兼人君
笹森 順造君
加瀬 完君
植竹 春彦君

委員外議員
事務局側

常任委員 福永与一郎君
会専門員 伊藤 清君
常任委員 伊藤 清君

参考人

石川県知事 柴野和喜夫君
大阪府高槻市長 阪上安太郎君
埼玉県草加町長 牛山 信吉君
関西経済連合会常任理事 工藤 友恵君
日本トラック協会常任理事 小野 盛次君
日本銀行組合連合会事務局長 加藤 巖雄君

日本倉庫 矢崎 邦次君
協会理事 山高しげり君
全国未亡人団体 河野貞三郎君
全国古書館商 河野貞三郎君
組合連合会 佐々木徳太郎君
全国旅館組合 佐々木徳太郎君
連合会副会長

本日の会議に付した事件

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○入場譲与税法案(内閣送付)

○昭和二十九年年度の揮発油譲与税に關する法律案(内閣送付)

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○地方行政の改革に關する調査の件
(地方自治の財政の実際に關する件)

○委員長(内村清次君) 只今より地方行政委員会を開会いたします。

先ず本日の委員会において、地方自治団体の財政の実際について、並びに地方税法の一部を改正する法律案は三件について、それら参考人をお呼びしたいと思います。御異議ございませんか。

○委員長(内村清次君) では参考人を呼ぶことを決定いたしました。その人選等につきましては、委員長に御一任願うこととして、御異議ございませんか。

○委員長(内村清次君) では、さよう決定いたします。

○委員長(内村清次君) これより議題に入ることにいたします。地方自治団体の財政の実際に關する件を議題にいたします。本件につきましては石川県知事柴野和喜夫君、大阪府高槻市長阪上安太郎君、埼玉県草加町長牛山信吉君を参考人として、その意見を聴取することにいたします。

参考人のかたんに一言御挨拶を申し上げますが、本委員会におきましては、地方財政の確立のためにはどうしたらよいかという観点から、本国会におきましても数回に亘つて調査を進めて参つたのでございますが、このほど地方財政の状況を具体的に県、市、町村からその実情をお聞きするところとしたような次第でございます。わざわざおいでを願いましたことにつきまして、委員長から厚く御礼を申し上げます。それでは発言時間は十五分乃至二十分程度として、質疑は三人のかた々がすべて発言を終わりましたから質問をすることにいたします。どうかこの点もお含みをおきをお願いいたします。では先ず高槻市長の阪上安太郎君から。

○参考人(阪上安太郎君) 只今御指名を頂きました高槻市長の阪上でございます。今回参議院の地方行政委員会におかれましては、地方自治財政の確立の観点から、我々をお呼び頂きました。その意見を聴取して頂きまして、参考にして頂くという機会を与えて頂きまして、大変有難く存じております。

只今から簡単に高槻市の財政の状況を申し上げます。お手許にお配り申上げておりますデータの第一ページを御参照願いたいと存じますが、昭和二十五年、二十六年、二十七年、二十八年、この四カ年間に亘りますところの歳入決算の状況を簡単に申し上げますと、二十五年よりとりまいたは、大体において本市が赤字を発生し始めた年度でございます。これからは、これから取上げたわけでございまして、御案内のように市税におきましては、総合計が出ておりませんが、合計いたしますと、四億五千六百八十六万六千円歳入いたしておるわけなんです。

でございます。それから公営企業及び財産収入におきましては各年度の合計をいたしますと、これは僅かでございますが、八十九万八千円、使用料及び手数料、これが合計いたしますと一千二百九十四万六千円、雑収入、寄附金、繰越金、これらを合計いたしました、いわゆる市の自己財源と申上げます。一般財源といたしましては五億七千二百六十七万二千円、これだけが歳入いたしましたわけでございます。そのほかに国の財源、起債或いは一部府の財源等に依存いたしております。いわゆる依存財源といたしましては、平衡交付金でこの四年間に五千七百五万円、地方債で一億六千七百三十三万円、庫支出金を一億二千四百九十九万円、これに府の支出金三千九百三十一万七千円を加えまして、その總計が三億二千四百三十四万六千円、かように相成つておるわけなんです。これに基づきますと、市の一般財源はその収入歩合といたしましては六三・八％、これが市の一般財源でございます。そこで自己財源といたしましては六三・八％、それから平衡交付金、起債、国庫支出金、そういったものによりましておきます。地方債等も含めまして他のいわゆる依存財源でございますが、これが三六・二％でございます。そのうち地方債の占めております割合は一・九％でございます。これを市の自己財源と見なします場合におきまして、国庫に依存いたしておりますところ

の、それから府から受けておりますもの、それから四・三％に先ほど申し上げました数字がなつております。これらを除きますと、おおよそ二〇％程度が、国庫に依存している財源でございます。で、この依存財源は我々の考えとしては、決して多くはないという考え方を持っております。

次に、一番問題になりますところの税の収入の状態でございますが、それはその次のページをお開き頂きたいと存じます。二ページでございます。これによりまして、昭和二十五年年度におきましては、その調定額に對します収入済額が大体七九％ということになつております。それから二十六年年度におきましては、七八％であります。それから二十七年年度におきましては七〇％に減つております。それから二十八年度、これは推定でございますが、確實な見通を以てしましてこれが八六％に上昇いたしますことになつております。そのうちで二十七年年度におきまして、その七〇％、これは原因は商工関係、一般の業界の不振に伴いますところのものでございまして、これだけの変動がここに生じて来たものと我々は考へておる次第でございます。いずれにいたしましても七九％乃至八六％というふうな上昇の過程を辿つておりますが、この八六％は、全国的に眺めて見ますならば、必ずしもよい成績であるとは言えないと存じます。併しなから我が大阪府下、或いは五大都市を取り巻きますところの各県における衛星都市の状況等から眺めて見ますならば、極めて高い徴税歩合になつております。この点につきましては大変これを分析いたしますと、むずかしい問

題だと存じますけれども、併しなから大体におきまして大都市周辺におきまして衛星都市の税の徴収ということにつきましましては、いろいろ条件がこれに随伴いたしまして、大変むずかしいのでございまして、田舎の町村等で取りまします税金が九五％近くまで上つておると同様の成績を上げておるものと見なして差支えないのではないかとこの考え方を持つておる次第でございます。これが大体市税の決算の状況でございます。

それから次に三ページでございますが、これは昭和二十五年、二十六年、二十七年、二十八年年度の歳出決算の比較表でございますが、これ又前年の比較のパーセンテージが出ておりまして、甚だ恐縮でございますが、この横の合計をいたしましたパーセンテージを必要なものだけ申し上げたいと存じます。議会費におきましては二・四九％というふうな状態になつております。市役所費におきましては一二・〇四％という比率に相成つております。警察、消防費におきましては九・七％、非常に高いパーセンテージを示しております。それから高いものを拾つて参りますと、教育費等におきましては一六・九七％、それから次に社会及び労働施設、本市はこういうたものに非常に力を入れておるのでございまして、これが一三・二七％、こういうた比率を示しております。それからじつと下に参りまして諸支出金でございますが、これがいわゆる府県等の事業に伴いまして割付けて参りますところの地元負担金等を多く含んでおる額でございますが、これが九・二三％という歩合になつております。それから災

害応急対策費、これが八・二三％、それから災害復旧の事業費が一・九〇％というふうな、災害関係が又非常に大きな幅を占めておるわけでございまして、一般に冗費節約というふうなことを言われておる面があるのでございしますが、こういった議会費の関係とか、それから只今申し上げましたような事業費の関係というものの、いわゆる役務的経費、消費的経費というふうなものを眺めて参りますと、この表で御覧頂きましてもおわかりと存じます。極めてそういつた面よりも事業費に相当多くを占めておるような恰好になつておるわけでございまして。従つてこれ以上の冗費節約という面はおよそ考えられないのではないかとこのことを我々は言い切れると思うのでございます。

次に、ずつとこれの最後の説明でございますが、時間の関係上省略させていただきますが、十ページを御覧頂きたいと思ひますが、昭和二十五年、二十六年、二十七年、二十八年度経費別一覧表でございますが、この中でこれは人件費、物件費等に分けてございまして、この人件費が一億七百五十六万九千円というところに二十八年度に相成つております。それから同じく二十八年度の物件費が五千三百七十八万一千円というところに相成つております。この合計がおよそ一億六千万円に垂々といふたのであります。即ち人件費、物件費だけで一億六千万円に相成るわけでございます。で先ほども申し上げました税の収入のうち昭和二十八年度の税収を御覧頂きますと、これがおおよそ一億五千万円程度でございます。従いまして非常に切りつめてはおります

が、こういった人件費、物件費等だけをやつと税で賄ひ切れるという額になつております。で我が高槻市におきましては、人件費等におきましても賃金ベースというものについても単位の引下げなどは毛頭考へておりませんが、他相当行政整理を断行いたしまして、他市に見ないところの僅かな人員によつて現在賄ひつております。そういった努力を以ていたしておるにかかわりませう、なお人件費だけで税収入の七〇％近くになつております。或る市とよりまして、御案内のように人件費と税収入がパーになつておるといふ市もあるわけでございしますが、本市はここまで節約いたしておりますが、なお且つそういった状態でございまして、これに物件費を加えましますと、基本的な経費をいたしましては、およそ税だけでやつと賄ひ切れるというふうな状態でございます。かように見て参りました、昭和二十五年以降の累積いたしました赤字の総額、それが一億二千七百三十万八千円という見込に相成るわけでございます。

この際御参考までにもう少し申し上げておきたいと存じますのは、高槻市の職員の給与調べというのが十三ページにございまして、昭和二十九年の一月の一日の給与改訂時におきましてところのベースが一億五千七百七十五円、上のほうの一般職員でございます。かように相成つておるのでございまして、国家公務員のベースに比しましては、低いのでございまして、国家公務員では一万五千四百八十円ということに相成つております。往々自治庁関係その他でも言われておりますように、又例年の平衡交付金の分配時、或いは特別

平衡交付金の配分の場合等に常に言われておるのであります。地方自治体の給与ベースが国家公務員よりも遙かに上廻つておる、従つて上廻つておる額だけ差引いた残りの額に對して平衡交付金を分配するのだという例の様式は私の市には当らないのであります。但し警察職員につきましては、ここに正直に表を出しておりますごとく一万九千三百八十八円ということになつております。こういった特殊な立場にある者、殊に勤続年数の非常に長い者等を含んでおります警察の職員の給与ベースがこの程度に上つておるとはやむを得ないと考へるわけでございます。

なお資料が非常に慌てましたので不足いたしておりますが、一番最後の十四ページにございまして、ここに警察費と消防費の関係を基準財政需要額という関係から出した表が出ておりますが、これだけでは参考資料にならないと存じます。全体的に申し上げましますと、基準財政需要額で以て昭和二十八年度の決算におきまして、見込におきましては九千四百四十二万四千円という基準財政需要額でございます。これに對しまして、實際のくらの使つておるかと申しますと、二億四百一十一万九千円使うことになるのでございまして、その差が一億九百九十九万五千円、これだけが不足することに相成るわけなのでございまして。なお災害関係等は今申し上げました数字には含まれておらないのでございまして。

大変陳述が前後いたしますが、一応昨年十三号台風を受けまして、大変市は困つたのでございまして、その間の災害関係国庫補助金等について御参考

までに申上げたいと思いますが、総事業費が八千五十八万二千円、それからそのうちの内訳はいろいろございまして、これに對しまして国庫補助が五百四十九万一千円、それから府から受けております補助が四百七十一万二千円、で起債は四百二十六万、かように考へて差引きいたしますと、三千八百三十四万九千円、これだけを一般財源で昨年の十三号台風に加加しなければならぬということに相成るわけでございます。

以上非常に細かい数字を申上げまして恐縮に存じますが、大体高槻市の財政の状況、過去四カ年間を拾つて参りますと、只今申上げましたような結果になるわけなんでございまして、私どもの考へたいたしましては、巷間よく市町村財政が放漫であるということと言われるのであります、私も私どもはどの点を押して頂きまして、放漫だということ考へ方は持たないのでも、御案内の通り起債等にいたしまして、御案内のように今日赤字起債というものは許されておらないのでございまして、従つて起債の全部はすべて事業に充當いたしております事業債でございまして、従つてこういった面から考へてみましても、それは決して無駄なものに使つたのではなくして、それはすべて正當な事業に全部ぶち込んでおるのであります。従つて赤字起債を認めておられない。従つて我々は赤字起債を許可されたいことではないのでございまして、さういふ段階におきまして、何かこう市町村が無駄使用をして、或いは事業の分量が多すぎるといつた考へは私は当らないだろうという考へを持つわけ

でございます。

それから地方財政が赤字であるという事は、中央財政が、中央の財政が黒字であることが赤字の原因になるのではないかと、これを考へられるのでもございまして。その一例を申上げますと、先ほど申上げましたように人件費と物件費だけですらもう税財源で以てすら賄えないという状態でございますので、これは大市に地方に委譲される必要があるのではないかと考へられるのでもございまして、そういう意味合におきまして、政府の財政が黒字であるということが、むしろ地方の財政が赤字になつておるのではないかと、これが考へられるのであります。それから若し地方財政において放漫であると言ふならば、それはむしろ市長村の側にあるのじやなくして、府県側のにあるのじやないかという考へ方が強いのであります。これはどういふことかと申上げますと、最近雨後の筍のごとく新市が續々とでき上つております。町村合併促進法に基きまして、これらの状態をつぶさに調査し、私も関係いたしておりますが、眺めておりますと、あの人たちは町でもいいのでございまして、どうしても市になつたいその原因は何かと考へて見ますと、これは要な話でございまして、市長になつたら自動車に乗れるとか、或いは議員の格が町議員よりも市議員のほうが上がるといふ、巷間に言われているような理由じやないかと私は思ふのでございまして。それよりむしろ府県の中におつて、地方事務所等を通じて二重乃至三重行政を受けているところのこの面を打破して行こうという熱意から新しい市ができ上つてい

るのだと思ふのでございまして。

こういった点につきまして、むしろ市町村の財政が赤字であるという理由が放漫であるということよりも、むしろそれは財政的なものじやなくして、地方制度そのものに欠陥があるから、こそこういつたものが出来来るのじやないだろうかというような考へ方を強く持つのでございまして。若し地方事務所を全部廃止するような規模に町村合併が行われて行くとするならば、私は府県並びに市町村を通じて全体的な地方団体に大きな金が浮き上つて来て、それを以て市町村財政に投与することができるのじやないか、そういった観点から考へましても、ほかにいろいろな点がございまして、もう少し地方制度というものに對して徹底的なメスを加えて制度を改正しなければ、この赤字の原因を除去することはできないのではないかと、この感じが強くなりました。思い切つた措置がとられたならば、当然これは地方財政は黒字でやつて行くことができるのじやないかと、かように考へるのでございまして。それが政府の財政投与の不足ということがつくづく感ぜられるのでございまして。平衡交付金にいたしまして、今回の警察法改正に伴ひまして府県に警察が委譲した場合を顧慮して、自治庁が算出してあります地方財政規模を眺めて見ましても、我々には今まで十九万五千円の額で以て押つけて来ておつたのであります。それが今回の財政計画を眺めて見ますと、三十万以上になつております。単位費用、これは国警が入るものと入るまいと、一警察職員に對する単位費用が替つて十九万五千円であり、今回は三十万になつてゐる。

こういうことは我々としては考へられない問題でございまして、どういつた按配かそういうふうになつておりますが、そういった十九万五千円という額で押しつけられた当時におきまして、私どもの警察では警察職員一人当りに二十五万を使つております。ところが基準財政需要額の単位費用は十九万五千円で抑えられて平衡交付金の配分を受けておつたのであります。それが今度府県に行つて、国家の財源を使う必要がなくて、府県財政、いわゆる税の改正等によります税財源等に委譲して行くことになる、と、たんに三十万円程度が必要だと、こういう結論が出てゐるのであります。こ

ういつた点を考へて見ましても、その他のいろいろな条件がございまして、平衡交付金の配分等についても、実際の額よりも遙かに少いものを見積つて我々に渡しておつたということが言えると思ふのであります。そういった点から政府の市町村に對する財政投与が非常に不足しておつたということが言えると思ふのであります。又起債の面等におきまして、我々は未だに新制中学の講堂を建てることのできないのであります。にもかかわりませず、今回の予算の内容を見ましても、起債はやはり削減されてゐるのであります。インフレ防止の建前から当然のことと思ひますが、それならばなぜあいつたビルディングだとか何とかがどん／＼どん／＼建つて行く、あれに對する財政投与をなぜやめないかという矛盾を我々感ずるのであります。一つのビルディングが建つ、それだけの金が二百以上の中学校の講堂が建つのであります。でありますから、殊にそういった再建整備で戦後の非常に町を整えなければならぬ段階でありますので、もつと／＼起債の額を殖して頂く必要が今までのあつたのではないだろうか。それがどういつた加減かほかの方面に使われておりました、我々のほうには来ない。そのために特に急激に町を整備しなげやならん再建復興の途上において資金が不足しておつた。それがやはり赤字の原因になつておるのじやないだろうかというようにも考へられるのであります。もう一点は、先ほど申上げましたように飽くまでもこれは地方制度の欠陥が多くの偏りを来たしてゐるということが言えると思ふのでございまして。

以上甚だ簡単にございまして、これを以て終らして頂きます。

○委員長(内村清次君) 有難うございました。

○委員長(内村清次君) それでは次に、石川県知事柴野和喜夫君にお願いいたします。

○参考人(柴野和喜夫君) 御説明申上げますが、一応陳述書の形で書面を提出してありますから、これについて申上げてみたいのでございまして。

それでこの前段のところは全国的な赤字の状況を二十七年年度について書いてございまして、時間の關係でこれを御説明申上げるのも如何かと存じますので、お説み頂きますれば、国庫補助金が過少であつたとか、いろいろ／＼な点が書いてございまして、これらの点をこの別表一、二等に具体的な数字を差上げてございまして、それよりも更に進んで、こういう基礎的条件の下に石川県における財政状況を御説明申上

でも高くなる。従つて教育水準は全国の水準から見れば上層部に属すると思ひます。併しながら一つ／＼に當てはめて国家公務員と比べてみると、これはちよつと私のほうで資料が不足しておりますのでかかぬますが、恐らく文部省の調査におきかへては決して国家公務員或いは人事院の線から上に出てゐると思ひます。従つて元に戻りますが、私たちの考えでは、私の県においては少くとも平衡交付金の算定というものはここに平均が出ておりますが、二億からの赤になつておりますが、この点はもう少し政府で御考慮願ひなければならぬ点が私にあると思ひます。決して高い給与を私に赤字が出てゐると思ひます。はどうも思ひません。そういう点を一つ御覧頂きたいと思つて出したのであります。

それから法令による義務的経費のやむを得ない経費、その他財源措置未了額、これはいろいろ議論のある点であります。石川県については別表の四というの後から六枚目にございまして、イというのは法令による経費で国補を伴はず財源措置の未了のもの、これを御覧下さい。おわかり下さいますように、費目別に全部上げておりますが、この括弧してあるのは平衡交付金で来ているものであります。これだけ平衡交付金がかゝるわけですね。真中の欄の括弧してあるのは、その差額というものは全部財源未措置か又は平衡交付金が足らんというものです。これは政府の御命令でやつたものなんです。その次のものはいろいろ議論がありまして、まあ政府の方面の関

係で例えば警察関係の或いは公安委員の経費であるとか、いろいろなものがあるにございまして、小計がずつと裏のページまで参りまして、その最後のものがこの財源その他やむを得ざるものというものであり、これは議論もございまして思ひますが、一応これに挙げてございまして、そういうふうなものによるものが約一億三千万ほどで、全体でこの程度の赤字が出る。で更にこれについて二十七年に於いて我々二億四千万ほど切下げをやつたのであります。その主なるものは旅費、物件費、県単事業の切下げ、その他合せまして二億四千万ほどの切下げをいたしましたのでございまして、その表はございせんが、大体そういうふうな切下げの、実質的には約五億ほどの赤字が出ざるを得なかつたということ、二十八年度の春日治行からの調査をして頂きまして、全部洗いざらい調査をして頂きましてやりまして、この私

は平衡交付金について、その他政府とも見られる限りのものを見て頂くようにお願いし、いろいろいたしまして、繰延も一億数千万いたしまして、大体二十八年度の収支の赤を消すと、こういう建前に一応いたしたのであります。

それからなおこの際ちよつと断りしておきたいのですが、尻から二番目の表でございまして、これを御覧下さい。ますとおわかり下さいますように、収入なり平衡交付金なりのパーセントをずつと書いてございまして、これをずつと御覧下さい。だん／＼この収入のパーセントが減つて、県債その他のパーセントが増えて来ておるわけですね。例を申しますと、二十四年度の決算では収入が二六％四、二十八年度の決算では収入が一六・六％で、県債一三・六％というふうな増えで、この傾向は要するに政府が本来ならば平衡交付金その他でくればならぬ形の一応政治的に片付けているという点がある。従つてこれは後年度において必ず問題になつて来る大きな私は問題だと思つてゐます。どうしてか、確かな財源というものを正當な理由のあるものに与えなければいけないように思つておりますが、今の政府のやり方では、常にそういうふうにして、まあ平衡交付金でいかんものは起債で片付けろと、その場しのぎにやつておるものと、この再建整備に關連してこの県債をどうして償還するかというところが、累年／＼却つて増加して参つておる。その中で、大きな一つの私は府県財政の政治問題になるのではないかと

うふうに考えておりますので、特に御注意を一つ煩わしてみたいと思つてあります。このように我々のほうの税というものの自給度というものはだんだん下つて行つてゐる。この点は是非一つお考え下さつて、税制改正の際には是非お考え頂きたい。

なお、二十七年に於いて特に御注意をお願いしたいと思つてゐる、我々のほうで政府が見たものよりも入場税で四千四百三十六万、法人事業税で五千二百三十一万、平衡交付金の算定より実際の収入が減つておる。ここで一つ私は特に申し上げたいのは入場税であります。入場税については、我々のほうの県では全国で模範的に徴税成績がいいのでございまして、それで田舎のほうへ参りますと、御承知のようにうんと田舎へ参りますと、幾らか不成績であります。金沢市であります。と、殆んど脱税というものは考えられない。脱税するといふことはすれば、幾らかの切符の鹽廻し以外……全部切符は県で発行したしておりますから、幾らにもならぬわけですね。絶無とは私申しませんが、それにかかわらず四十四万から政府の基準財政収入から見ると赤が出てゐる。幾ら頑張つてもこの赤が防げない。ですからここにすでに一つの大きな問題があるのではありません。従つて我々のほうの弱小県は入場税を國に移管することは非常に待ち望んでおる。そうしてもらわれないと、この赤字は絶対に駄目なんです。これを若し消さす時には甚だ失礼なことですが、数字をちよつとごまかさなさいことには絶対にこの政府の言われただけの財政収入を上げることは困難です。これは事実についてと打明けた話を

申上げてよろしいのですが、お考えを願ひないといかないような制度になつております。従つてすべての統計からごまかして行かなければこの赤字というものは防げないような状態になつております。これは是非お考え頂かなければならぬ。脱税とか取り方が少いかの赤じやないのです。今のやり方ではどうしたつて赤字なんです。こういうふうな点を一つ是非お氣にお留め頂いて、これは大府県と非常に違つてゐる。これは殊に遊興飲食税についても同様の点がある。これは実例をもつと申し上げればよくおわかり願ひます。申しますが、議論が横に行くと申しますが、この程度にとどめませんが、特に入場税については問題が起きておる。で、御注意を一つ御喚起願つて、我々は従つて今年には國に移管するのでこの赤字はなくなつてしまふのだと思つてゐたが、これでは又府県に置けばこの赤字が残つて行く。これはどうして政府と見込みが合わない。これは事実について御調査を願ひばわかつて思ひます。

それからもう一つ同じページの表でございまして、よく前の池田大蔵大臣などは、地方が何か接待費か何かいろいろ余計使つてゐると、いつも言われまふので、洗いざらい一つ出して参りました。御覧下さるとおわかり願ひますが、決してその全体の経費について、例えば食糧費のごときは一％にしか二十五になつておりません。二十九年には〇・五％しか計上してありません。それから旅費等は殆んど現業ですから政府職員よりは非常に多く要る筋合のものではあります。四・八％のものが二十九年度には二・六％しか

出ていない。このような限度に節約しているわけなんです。御参考に一審下の欄はこれらによつてこんなところに附けるのは変なんです。一番下の数字は一人の人間、普通のまあ属官級の人間が二日間東京へ出て来た時に普通幾ら要つたかという実数をちよつと出してみると、運賃の値上りその他でこれだけ違ふことになつてゐるというのを御参考までにちよつと書き加えておきました。これを御覧下さい。いましても、決して乱暴に金を消費したり何かするといふお考えを一つ……それは県によつて一律とは私申し上げませんが、それを論議にされるのは甚だ迷惑だといふ意味で、ここに実数にして御覧に入れたわけでございますから、御参考にして頂きたいと思つたのでございます。

二十八年度の欄を一応終りまして、二十九年度に参りますが、二十九年度はやむを得ませんから、今度は全部殆んど九〇%ぐらゐで県の補助事業というものを一応打切つてみました。当初予算から全部打切つて、整理できるものは極度に一つ整理しようという態度で、一つ骨格予算だけを組んでみました。この骨格予算だけにいたしました。でも、従来の概念から行く県債は、今高槻市長さんからお話のように全部事業に伴なつておりまして、赤字県債といふものはありませんから、これはまあ別論といたしまして、平衡交付金、それから従来の考え方による税といふものは全部骨格予算で消費いたしました。もう一つ、骨格予算にいたしまして、人件費が五五%を超えております。こういう課の予算にいたしますとそれく

らひひどい。私の所で五十四億ほどの予算を組みましたが、その中で二十五、六億、六億近くになつております。人件費が……です。それからひひどいになつておりますので、これ以上ベイス・アップされたら何ともやつていけんというふうな状況です。

なおそれから二十九年度に然らば新たな税制改正でどのくらいの収入見込があるかといふことを我々がおぼろに今のままの政府の原案で算定いたしました。みますと、約四億ほどの増収があるのではないかと私の県で見込んでおります。それに對して警察費だけが、現在のままで引受けますと四億八千万円ほど警察費がかかるように思われるのであります。このうち約八千万ほどは政府の負担になると思つて、約四億といたうものは大体地方経費で、今度増額したものは一つも残らず行く、警察費でパーパーになつてしまふというやうな大抵現状になつておるのじやないかと思つて。従つてこの政府の警察費の算定と実際の事実との間に非常な相違があるのじやないかといふことを我々は考へておりますので、これは併し自治庁に對しても我々は実数を出してこれから交渉しなければならんと思つております。これは事実についてお話をする以外に手はない。而もこの二十九年度の予算においては昇給財源はただの一文もみておりません。併しながら全然昇給をせんというわけには参らない。

どの金が必要。一人二百万ほどどうしても払わなければならん。それから恩給が三千万ほど殖えます。従つて差当りの金が多いばかりでなく、一体全体行政整理をして得なのか損なのかはつきり見当がつかぬやうな状態になつておる。従つていゝゆる勧告による行政整理とか何とかがいふことをやれば金が余計要りますから、どうしても自然減耗に待つて行く。むしろ今年の考え方としては行政整理する代りに上のほうの人の昇給を停止して一つ暫く辛抱してくれといふたやうな形にでもしなければ到底人件費の節約はできない。それから又御承知のようにこの教員の給料については文部省と自治庁の間に必ずしも物の考え方が一致いたしておりません。従つて文部省のほうは半額運賃的に負担して行きますが、自治庁のほうはくれません。従つて人数を殖やせば殖やしただけ赤字になるわけですが、従来の考え方では、議会の今の予算で三万名節約するといふことになつておりますが、これは実際はあ

れは一つ仮定の数字で三万名をやつたといふことだけで、もと／＼実人員は三万名減つたといふわけでも何でもありません。従来のテンポで行けば五十何万を五十一万何千にしようという話なんです。府県の場合はこれに對してその方針が徹底していないのであります。それから教育委員会は知事の権限下にありませんので、行政整理一つするに私の力は及ばない。従つてこの点は是非お考え願ひなければならぬので、遺憾ながら、我々はいろ／＼県教組と争うといふことも好まれません。一面において我々は全然権限がない、権限がないものに対して行政整理

を強いられてもいたし方ない。県教とは今問題になつておりますが、二十九年度では千五百万円ほどのベイス・アップの平均から見ると下つておる。それくらいひひどく抑えておりました。これ以上の節約の余地がないやうに我々は勘考いたしておるのであります。勿論併しなから行政整理といふものを全然やらないわけじやありません。或いは部課の統合等も今六部三十課ありますが、更に四部くらいにでも縮めて思い切つたことを一つやつてみようかと思つております。おりますのであります。な／＼これは今の人事の状況では行かぬのであります。昔は御承知のように内務省があつて、ひとり内務省が責任を持つてやつたが、今はどちからかといへば知事がやつてゐるやうな形になるわけです。そこで人のつながらんかもありまますから、な／＼困難であります。その困難を、たとへやるにしても相当な努力といふものが要るといふことを一つ御参考までに申上げておきたいと思つたのであります。

このやうにいたしまして、併しながら今度二十九年度の予算に關しましては、我々の希望をいたしましては、又地方の現在の財政状況、例えば府県の道路についても、府県道に對しても補助金をやらなければならん、それから従来の町村の關係もございまして、必ずしもこの今の予算の全く着たきりでは通せるものではない。御承知のやうに非常に問題があつて、今後どうなるかについて全く今のところ見通しが付いておらないといふやうな現況であります。併しながら私が皆様方にここで申上げられることは、恐らく全国

中でこれだけの節約をした県はない、私は第一番だといふやうに自負してゐるくらいに詰めてある、これだけは一つ御研究下さい。御了解行くだらうと思ひますが、そういうわけでございまして、こういうことを御参考にして頂きたい。

従つて、この点について繰返して申し上げますと、政府の財政投入が少いこと、或いは自律性が少いこと、又一面においては自治庁そのものの分配の不公平もある。不公平といふのは意識的なものでなくして、或る程度一つの基準から出して行くといふものがあるわけなんです。そういう点については特別平衡交付金その他で自治庁と御相談いたしておりますが、どうしても収拾のできないやうな点があるのでございます。こういう点を一、二御参考に申上げたのであります。なお御質問によりまして、長くなりますので、お答えいたすことにして、一応公述を終りたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 有難うございました。

○委員長(内村清次君) それでは埼玉県草加町長牛山信吉君。

○参考人(牛山信吉君) 本日、本当に図らずも私も町村長の声を聞いて頂く機会を得まして、我々喜んでおります。

非常に地方財政の窮乏した状況につきましては、只今高槻市長さん、石川県の知事さんから詳しく申上げた通りでございますが、特に町村は規模が小さく弱体でございまして、市や府県よりも更にその窮乏の程度が極めて大き

いものがあると思います。私どもの町におきまして申上げたという存じますが、細かい数字を記載した資料を持つて来なかつたのは残念に思いますが、二十七年に於いて若干の赤字を計上いたしました。私の町は勿論でございますが、全体的な数字から見ても、昭和二十七年ではいさやうな繰上充用した町村が八百八十九カ町村ございまして、恐らく全国の約一割に相当するのではないかと、こう推計されるのであります。金額にいたしましてこれが大体二十二億に達していると思ひます。その他形式上の繰上をしないで、決算期を繰延ばしたり、いろいろな支払いを延期したり、そういったようなものを含めると、約千五百町村に及ぶのではないかと、こういうふうな推計されるのであります。昭和二十六年に於ける赤字に比べますと、二十七年は約その倍に相当するといふ赤字を出しているといふのが実情でございます。実際の状況は更にこの数字を上廻るのではないかと思ひますが、町村では何とて今赤字を出さないように努力いたしてございまして、これも私の町で例にとつて申上げたと思ひますが、町村保管の財産を処分したり、或いは経費を繰延べたり、いろいろの方法を以てやつてゐることはここで申上げるまでもないことだと思ひます。この原因は勿論いろいろな場合がありましようけれども、体系的に放漫な経営をしてこういふふうな赤字を出しているという町村は恐らく少ないのではないかと、こういうふうには考へてゐるのであります。私のほうの町などではあらゆる経費を繰延べ、そして緊縮に緊縮を重ねて、

以上のような繰上充用でやつと賄つてゐるというのが現状でございます。そして大体が国若しくは県、そのほか法令によつてどうしてもやらなければならぬものの仕事その大部分であります。まして、町村の意思で行う仕事などは、まあ恐らく二割とか三割の程度で、誠に心細いような次第でございます。何となくこれを改めて行かなければならぬというように考へてございまして、これも私も町村長の仲間ではないに研究しておるような次第でございます。

その第一の例は、義務教育施設整備に關する経費でございますが、六・三制の実施をめぐりまして、財政難から六・三制は町村長の命取りとされておりました。主税の供出と六・三制の整備では、これが町村長の命取りなんだと、私の同僚の中でも六・三制の整備のために辞職した人もたくさんおりました。協の府県では自殺したのもあるやうなわけでございます。これとどれくらい苦しいかといふやうなことが察せられると思ひます。そして児童一人について〇・七坪といふやうな坪で今までありまして、今度は一・〇八と殖えたやうであります。けれども、そして而も単価が著しく安うございまして、大体今までは坪当たり二万四千円の単価と思ひましたけれども、これで中学校の建築に對して半分補助をするのだ、この単価は計らないうで、中学校の建築に對しては半額の補助をするのだと、如何にも御尤もな体裁のいい話でございますが、実際は二万四千円という単価ではバラツクもできませんし、中学の生徒を養う学校としては少くとも三万円以上、

三万五、六千円、私のほうではこれから小学校を建築しようと思ひますが、四万円かかる見込みです。これは話が外れますけれども、一昨年完成いたしました小学校ですが、これは立派な校舎ができて、地方としては……木造建築では恐らく日本一の学校であらうと、前にやめた広瀬文部次官で、私が私の町に参りまして、そうして大要褒めて頂きました。そのときには朝日ニュースですか、何かカメラに収まりまして、教育方面の明るい面としております。町としては身分不相応な学校を建てて貧乏をしておりまして、これも赤字を出した一つの原因じゃないかと思ひますが、とにかく参議院から出られた広瀬さんに褒められたことは事実でございます。そんな工合でございまして、なか／＼町村は殆んど学校に食われるのです。学校に食われまして、私のほうではまあ選挙のときに、借金をしたくないといふ公約もいたしました。それから成るべく国若しくは県が負担する事業を優先的に、おとうといふやうな公約をいたしましたので、成るべく借金を控へまして、昭和二十三年から毎年自分の財政で自前で建築をいたしまして、大体中学校も整備いたしました。今年非常に生徒が増加いたしましたので、又それも計画してゐるやうなわけでございます。そんな工合でございまして、できるだけ私のほうでは経費を節約して、そして教育に重点を置いております。教育方面では県でも余り劣つてゐるほうではないと思ひますが、どうしてそれなら草加の町に赤字ができたかと申しますと、私のほうは人口僅か一

万五千の町でございます。総予算が四千万円内外でございます。そして、自前二十三年以来校舎を順々に建てて参りまして、一年も休まずに建てております。それがために少し無理がございました。それがないかと思ひますが、その先ほどの補助に反りますけれども、建築費の坪当りが恐らく時代離れのした金額でございます。如何にも半額くれば、二万四千円では、実際の建築費と比べて見ると三分の一にも、つとそれよりも少くなる場合が多いのです。それは例外なくそうなります。

半分もらへると思つてそういう計画を立てますと、これはもう三分の一、若しくは三割になります。そういう工合で、学校の建築でどのくらい苦しいか来たかといふことはそれでわかるかなと思いますけれども、起債をしないで自前でやつて来たことだけは、私は誇りとしてゐるところでございます。そして、私の町は昔から教育に非常に関心を持つてございまして、何をおいても学校を建てなければならぬといふ伝統を持つておりますので、学校には整備をして来たつもりでございます。そんな工合で、国の補助は実に心細いものでございますので、そこに大きな狂いが参ります。それともう一つは、国若しくは県が行う事業で町村の負担の伴わないものはありません。これが町村財政をどのくらい苦しめてゐるか知れませんが、ここに知事さんもおられますが、私はほかの県はわかりませんが、私は例えは県道の修理をする場合でも、こつちがいろいろの目的が達せられたと思つと、それで

は地元で半分持つてくれ、三分の一持つてくれ、それでないかというやうな熱意のある町村がほかにあるから、遺憾ながら予算はそつちへ持つて行くんだというやうなのが先ず普通でございます。どうも仕方がないから県税も負担しておるのだから、半分こちらが出して持つて来て、そして多少でも住民に便宜を与えてやろうといふので、各町村が熱意の示しつくらになりまして、そういうやうな工合で恐らくこの県でもそうだと思います。それと一番……まあこれは毎年ではありませんが、警察に對する協力費、これが大きなものです。私のほうは御承知のように四号国道に沿つておりました。東京と埼玉と一衣帯水の場所にあります。埼玉県の関門でございまして、是非警察が欲しいといふことで、勿論明治何年かには大警察があつたやうでございまして、明治三十五、六年からだん／＼警部補派出所になり、部長派出所になつてここまで低落いたしましたので、何とかして治安維持のために警察が欲しいといふことを何十年来叫んでおりましたところ、昭和二十六年から警察法の一部改正によりまして自治警察が廃止になりまして、そして地区警察を漸く置かれるやうになつて、今三十何年かの希望が達せられて、地区警察が置かれるやうになつたのです。それではその警察署の建築費をどうするかという問題であります。大体五十人程度の警察署員を必要といたしますので、八百万円ほどの金がかかるのです。土地買

は地元で半分持つてくれ、三分の一持つてくれ、それでないかというやうな熱意のある町村がほかにあるから、遺憾ながら予算はそつちへ持つて行くんだというやうなのが先ず普通でございます。どうも仕方がないから県税も負担しておるのだから、半分こちらが出して持つて来て、そして多少でも住民に便宜を与えてやろうといふので、各町村が熱意の示しつくらになりまして、そういうやうな工合で恐らくこの県でもそうだと思います。それと一番……まあこれは毎年ではありませんが、警察に對する協力費、これが大きなものです。私のほうは御承知のように四号国道に沿つておりました。東京と埼玉と一衣帯水の場所にあります。埼玉県の関門でございまして、是非警察が欲しいといふことで、勿論明治何年かには大警察があつたやうでございまして、明治三十五、六年からだん／＼警部補派出所になり、部長派出所になつてここまで低落いたしましたので、何とかして治安維持のために警察が欲しいといふことを何十年来叫んでおりましたところ、昭和二十六年から警察法の一部改正によりまして自治警察が廃止になりまして、そして地区警察を漸く置かれるやうになつて、今三十何年かの希望が達せられて、地区警察が置かれるやうになつたのです。それではその警察署の建築費をどうするかという問題であります。大体五十人程度の警察署員を必要といたしますので、八百万円ほどの金がかかるのです。土地買

は地元で半分持つてくれ、三分の一持つてくれ、それでないかというやうな熱意のある町村がほかにあるから、遺憾ながら予算はそつちへ持つて行くんだというやうなのが先ず普通でございます。どうも仕方がないから県税も負担しておるのだから、半分こちらが出して持つて来て、そして多少でも住民に便宜を与えてやろうといふので、各町村が熱意の示しつくらになりまして、そういうやうな工合で恐らくこの県でもそうだと思います。それと一番……まあこれは毎年ではありませんが、警察に對する協力費、これが大きなものです。私のほうは御承知のように四号国道に沿つておりました。東京と埼玉と一衣帯水の場所にあります。埼玉県の関門でございまして、是非警察が欲しいといふことで、勿論明治何年かには大警察があつたやうでございまして、明治三十五、六年からだん／＼警部補派出所になり、部長派出所になつてここまで低落いたしましたので、何とかして治安維持のために警察が欲しいといふことを何十年来叫んでおりましたところ、昭和二十六年から警察法の一部改正によりまして自治警察が廃止になりまして、そして地区警察を漸く置かれるやうになつて、今三十何年かの希望が達せられて、地区警察が置かれるやうになつたのです。それではその警察署の建築費をどうするかという問題であります。大体五十人程度の警察署員を必要といたしますので、八百万円ほどの金がかかるのです。土地買

収が百六十万円です。その他の建設費用で八百万円はかかるのに、国の予算は二百五十万円しかないのです。これでは何とかしてくれというのです。これはなかなか一年に三千五百万円や四千万の予算で賄っておる町村としては負担しきれない。それで関係町村が六カ町村ありましたが、私のほうは谷塚という隣の町が適正規模にも当らない七千幾人かの人口で、廻りの村は人口三千か三千五百の所で、とてもそういうような負担には耐えられませんでした。私のほうの町で持つことになりまして、八百万円のうち国が二百五十万、本館一棟も建ちません。それで町が百六十万の地所を買って無償で提供して、そうして草加が二百五十万、谷塚が百万円、あとの村が二十五万円ずつ出して八百万円の警察の設備をいたしたようなわけで、国が二百五十万でございます。そうしなければそういう施設が持つて行かれないのが現状でございます。そういうふうに、国若しくは県の施設に対して負担する費用は莫大なものでございます。それでまあ草加の町もよほど貧乏したのではなにかと思ひますけれども、これもやむを得ないことでしよう。現在の時代ではやむを得ないでございます。ところがこれも一つ警察費も国のほうでもう少し何とか配慮願つて、町村に余りその負担をかけないように御心配願えれば大変私は嬉しいと思ひます。

そのほかに、警察の経常費でございますが、それにいたしましても、警察の捜査費その他の費用が少いために、必ず／＼犯人が他府県へ逃げて、それを追いかける費用がない、そういうのが実際にございまして、他の府県はわかりませんが、私のほうでは大体警察職員一人について一万五千円から二万円の協力をいたしております。それはまあ治安協力会という名目で、警察職員一人について大体多いところで二万円、年額でございすけれども、少いところで一万五千円です。一つは警察で百万乃至百五十万の経費を負担いたしております。それでないと自転車のパンク直しもできないというのが実情だそうでございます。それから、やむを得ないからそういうような負担をいたしております。ついでこの間も警察の本部のほうから、草加の警察には演武場がないから一つ建ててもらいたい、大体百万円ほどかかるのだという話でございまして、もう警察を建築するときにはそれだけの費用を負担していただきます。演武場まではなく、手が届かないので、役場の屋根も雨漏りしていても満足に直せないような状態なので、そいつを一つ国の費用で持つて来てもらいたいというのを言つておきました。それじゃ柔道や剣道をやるにいいのだと言つてますが、お気の毒ですけれども、天気のとくに一つ外でやつてもらいたいと私は断つておきました。若し雨が降つてもやりたければ、講堂の一部でも何でも使つてやつてもらいたいということを言つておきました。結局はそれは申しまして、これも多少の負担はやむを得ないのではないかと思つて覚悟しております。そういうふうに国若しくは県の負担が町村としては大きいのでございす。

海難と私の町では称しております。道が悪いからでございまして、県のほうに僅かな費用しかないので、草加の町で熱意を示してくれば、それじゃ舗装をしようやないか、それで側溝を地元で負担して舗装を県でやる。大体舗装が二百万円程度でございまして、それから側溝がやはりそれくらいかかりますが、町村道は荒れ果てておりまして、やはりその県費をとりたというこつちのまあ何と言ひますか、怒ですな、それがために町村費を負担してこれはやりたいと思ひます。尤も主要道路でございすから、たとえ知事の管理に属していても、これは放つておくわけに行きません。そういう工合でございまして、そのほかあらゆる面で困苦しくは県の出先機関に対する協力費ですな、何々研究会、何々協力会とかいう名目で、まあその県若しくは国に、はつきり言へば吸上げられる費用が莫大なものです。恐らくこれは平衡交付金に相当するのではないかと、そういうことを言つておる人もありますが、まあそれほどでもないと思ひますけれども、そんな事情もございまして、何とかこのほうを御心配願つて、まあ警察の場合は警察職員が職務を遂行するのに十分でなく、町村に寄りかからなくてもできるようにならうに、お考えが願えれば幸ひだと思つております。

なほそれならばどうして草加の町が赤字を出したか。繰上充用をしなればならぬかというようにございす。いまですが、私の町は先ほど申し上げましたように、借金をしないで成るべくこれはやつて行きたいというように考え、方でございまして、或いは財源を、収入を少し一ぱいに見過ぎた嫌いはあるかと思ひますけれども、実は税収入が芳ばしくございまして、大体年度内の収入が七五〇程度でございまして、そこに二五〇の収入不足が起つて来るわけでございす。これは一体に戦後税の負担が多くなりまして、なかなか納めるほうも容易じゃないようございす。そうして国若しくは県は、その徴税の機構を整備いたしておりますから、何としても町村の徴税措置の方法よりも迅速に優先して行われまして、町村の収入がどうしてもあと廻しになりますから、なか／＼思うような収入も見られませんが、国税のようには、税務署の職員のようになか／＼てきばと参りませんので、この小さい地方団体でも、市ともないますればこれは別ですが、一万や一万五千の所ではみんな顔見知りの人でもあります。し、国税徴収法を適用して差押えをして競売をして行くというやうなわけには参りませんから、そこで翌年にその収入が延びて行きますので、ここに赤字ができて来るやうな形になつて参ります。草加の町がどうしてこんなに赤字になつてゐるのか、放漫なやり方をしているのではないかと、うやうやな疑問も起ると思ひますけれども、私のほうでは特に役場費は節約に節約をいたしまして、大体役場費は、これは北足立の平均でございまして、この平均が四十三万カ町村ありまして、この平均が役場費は総予算の二四・四一でございす。これは二十八年度の例でございす。私のほうでは二十九年度には何とかしてこれを切詰めて、そうして役場費は少くしたいと思ひまして、今年作りました予算は骨格予算でありまして、事業その他臨時的のものは税制改正が見越されておりますので、その財源の見通しがついてからやるといたしまして、骨格予算でございす。役場費は年度予算に比較いたしますと二一・六六でございす。郡の平均が二九・四一に對しまして、草加町は二一・六六でございすから、如何にこれが役場費を切詰めてやつておるかがわかるだらうと思ひます。

なほ、教育費につきましては、教育費は郡の平均が総予算の二四・七三でございす。今年私のほうでは中学校の増築を計画いたしております関係もございす。三七・一三でございす。これは起債等の手続もまだこれからでございす。三七・一三、これだけ事業費のほうへ多く振り向けて、そうして役場の費用というものを切詰めてやつておりますので、赤字財政というのはいさ／＼のいい話ではあります。それが、実質はさういふわけではございません。そういうわけで国若しくは県で負担する金が相当にそちらに流れて行きますので、そのほうの何とか御配慮を願えれば、町村財政が如何に豊かになるかというやうなことがお察しできると思ひます。

そうしてもう一言、この税収入がどうしてそれでは七〇％、七五％で悪いのかというやうなことを参考に申し上げますと、私のほうは東京都にはもうすぐ一キロかそこらでございす。そういうわけで東京へ通勤する者がたくさんおられて、東京で働いて、東京で飯を食つて、東京で映画を見て、東京でお茶を飲んでいるというやうなので、ただ寝ているだけの人間がたたくさおられます。そこで住民感情が極めて

それからもう一つ税金の悪いことは、まあ一体に納税觀念がありませんので、私が申上げなくてもおわかりでございしますが、税は納めるものです。私のほうでは、農村のほうでは税金のことを納めと申しております。ただ納めと言えばこれは税金にきまつているものなのですが、税は納めるものだったので、それが払うものになつて、税金を払つたかといふようなことになつて、まるで八百屋か魚屋の勘定と同じような言葉に變つております。税は払うものになつて、それから近頃では払うものになつて、それになつております。税金は幾ら取られる、取られるという言葉は、少くとも出す意思のない人の言葉なんです。これはもう全部納めるから払うようになつて、取られるようになりまして、如何にだから税金を納める意思がないかということがわかつて、

ございますから、三十万でもこの田舎の町長の身分としてはなか／＼大金でございます。二年もかからなければ、食わず飲まずで二年もかからなければそれだけの収入がないのです、町の経済に損をかけないのだという大見栄を切つた手前、私と収入役で弁償して、町の経済にちつとも迷惑をかけないで無事に済むことができましたけれども、まあこれは余計なことを申し上げましたけれども、そういう工合で、納税意欲というものがございませぬのです。だからそれを取られたという、そういう言葉を使う人から税金を取上げるということとはなか／＼困難でございます。こんな工合いで、只今のところでは七五%程度しか上りませんが、翌年にはなると大体それが上つて参ります。でも私のほうは小さい工場等がありまして、税収入は悪うございしますが、財源は決してよその村よりも甚だしく少ないというわけではございませんが、現地の小さい村に行きますと、個定資産税よりはか取入がございませぬから、住民税も今の標準課税は一八%でございますけれども、例の但書を使つてございます。税に換算すると大体三〇%くらいになるのじやないかと思ひます。村ですね。村はどれくらいから税で苦んでいるかということがおわかになりなうかと思ひます。そうして小学校、中学校の経営以外には何もできないというのが実情でございます。住民の福祉に関する施策などは恐らく農民のようなものでございます。文化国家の建設なんということをよく言つておりますが、それは恐らく私も夢にも思はない。地方ではそういうような事情でございしますので、何とか国で町村

も一つ救つて頂けるような、経済的に
ですね、救つて頂けるような方策を考
えて頂ければ幸いですと存じます。
またまらぬことを申ししますが、
質問にこれからお答えいたします。
○委員長(内村清次君) 以上で参考人
の公述は終了しました。質疑のあるかた
は御質疑を……。
○秋山長造君 ちよつと石川県知事へ
お願いしたいと思うのですが、この頂
きました資料の別表第一の二十一年度
以降の収支額調べというところを……。
その二十五年年度までは赤字が出てな
くて、二十六年に急に一億一千一百三
十四万七千円、こういう赤字が出てい
るのですが、二十七年年度の五億四千万
円という赤字については、先ほどいろ
いろその原因について承つたのですけ
れども、二十六年年度の一億一千万円の
赤字ということとは、その原因はどうい
うことなんでしょうか。
○参考人(柴野和喜夫君) 二十五年年度
からたしか税制改正があつたかと思つ
ておりますが、それとやはり物価の値
上りと、両方から急激に悪くなつて参
つたのだ、概念的に申せばそういうこ
とになると思うのであります。
○秋山長造君 そうすると、このシヤ
ウブの税制改革による収入というもの
が物価の上昇に伴わなかつたというこ
とですか。
○参考人(柴野和喜夫君) そういうわけ
でございます。
○秋山長造君 その物価の上昇という
原因ですが、その内容は、やはりさつ
きおつしやつたように人件費だとか……、
人件費は原因になつておりますが……。
○参考人(柴野和喜夫君) やはり一番

増というものが一番大きくて、他府県のように私のほうの災害は、ございしますが、勿論災害も一部入っておりますが、一番大きなエレメントはやはり人件費の増、それからすべての紙でも何でも物価の上昇ということになっていると思ひます。大体大見といたしまして、四分の一くらいがまあ災害による赤字というふうにと二十七年などについてはは見られますが、そのパーセントは人件費の増などに比べると非常に少ないのでございます。

○秋山長造君 それからその次の附表三というところに昭和二十四年度以降の一般財源増加状況というのがあるのですが、

○参考人(柴野和喜夫君) 人件費のやつですか。

○秋山長造君 いや附表三の昭和二十四年度以降一般財源増加状況、終りから二枚目です。そこところの税収を、ちよつと年度を逐つて税収状況を見ますと、二十六年度から二十七年にかけて相当税収の比率が減つて来ておりますね、その減つた原因というのはどういふことなんでしょうか。

○参考人(柴野和喜夫君) これは要するに自然増というものが他府県に比して非常に少い。要するに物価は上つておる、支出は増加しなきてやならんが、それに比して私の所は中小企業が多いものですから、大きな工場の、例えば紡績工場とかその他の大きなところは非常に収入が多いのですが、そういうものも非常に少ないのであります。それがこういうふうな結果に出て来ておるのだと思つております。

○秋山長造君 その自然増の伸びがだんだん小さくなったという事はわかるのですが、更に二十七年から二十八年に行きますと、今度は逆に金額そのものが一億円程度減少しておるわけですね、その点は……

○参考人(柴野和喜夫君) 二十七年には特別税を創設……、二十六年一年だけやつたわけなんです。これは道路税というのをやりましたので、それが二十七年に……議論がありまして二十八年に落したもので、それから、その全体のテンデンスと両方から……

○秋山長造君 その特別税というのはどういふ税金ですか。

○参考人(柴野和喜夫君) 特別税というものは法定外の特別税で、これは道路の修繕の目的税じやありませんが、ちよつと目的税のような印象のある、道路を修繕するために特別に今の府県民税のようなものを取つたわけなんです。世帯当りに幾らというふうに取ることを政府の許可を受けて取つた。それを一年限り認めてもらつて道路の特別修繕に充てた、その税がここへ入つておるわけです。

○秋山長造君 その特別税は最初からもう一カ年というおつもりで創設されたのですか。それともやつてみてどうも余り思わしくないから一年限りでやめた……

○参考人(柴野和喜夫君) それはいろいろ経緯がありまして、当初は一年限りでやめる考え方であつたのですが、政府の部内にもいろいろ意見がありまして、一年限りの年限を付けた許可をくれて、更にこちらが申請すれば延長ができたかとも思いますけれど

も、これは非常な……な議論の對象になりましたので、思ひ切つて政府の部内の関係もあり、地方の關係もありやめたわけですね。

○秋山長造君 この特別税は、このように年々かなり赤字が出ておるのです、その赤字の解消というふうなことは全然廻されないので、はつきり目的税に道路の修繕にお使いになつたのですか。

○参考人(柴野和喜夫君) 目的税は御承知のように許可がないわけですが、目的税のような気持のある税で道路のほうへ使つたわけですね。赤字のほうはまだ問題がそう起きてなかつたもので、それから、そうしてその後ベス・アツプが一年に二回も三回もあつたたびに赤字が殖えて行つたので、當時はまだそういうふうなまで見通しがつかなくなつたわけですから、赤字の解消という意味で取りましたわけじやございませぬ。

○秋山長造君 それから先ほどの御説明の中に、相当石川県では思ひ切つた行政整理、或いは人員整理、その他いろいろな経費の節約という手を打つておられるのですが、にもかかわらず政府のほうで補助金は一兆予算の關係から打切られるけれども、その当該係員はそのまま切らないで残しておけというふうな通牒と言いますか、何かいろいろのものが来て困る……

○参考人(柴野和喜夫君) それは具体的にどういふことなんでしょうか。いろいろな役所がそれ、自分の筋を追つてそういうことを非公式に言つて来るのですか、それとも何か文書を以てそういうことを言つて来るわけですか。

○参考人(柴野和喜夫君) いろいろあると存じますが、私の記憶にあるのも公文書を以て言つて来るものもあり、局長名ぐらゐの公文書までまあ勧告して来ておるものもあります。

○秋山長造君 今のその点は私もかねていろいろ……なことを聞いておるのです。例えば政府が行政整理をやるというところで、地方に対して何%の行政整理をやらせ、裏付けはそれを何%整理されたものという前提の下に財政的な裏付けをよこすという形になるにもかかわらず、その方針が各省に徹底しな省は厚生省、それそれてんでんばらばらに自分の細張りだけは侵されないうにじつと温存しておこうというふうなことで、勝手にいろいろな通牒とか口頭での申渡したとか、いろいろなことをやるために、なか……その中間に狭まつて県の財政当局として非常に困る……ことが非常に多いのだらうと思う。今の通牒なんかのようなはつきりした書類のような形で来ているものは、是非一つお帰りになつてその写しを我々のほうに頂きたいと思うのです。これは別にそのために石川県知事に御迷惑をかける……とか何と……なことで全然ないの、ただ我々実態をつかんだ上でなければ本當の地方財政というものがよくつかめないわけなんです。それをお願いしたい。

○参考人(柴野和喜夫君) 実はこれは是非御興味あることと思つてわざと私も申しましたが、実はこの四、五年前も政府が行政整理をやりましたときは、地方の補助職員は増加しているのです、それにもかかわらず、それは政府の資料を御覧になるとおわかりになると思いますが、予算をちよつと御

覧になりまして、普通は補助職員はこの予算の中に行政整理になつていゝものがどのくらいいるかわからない。主計局長でも知らないのですよ、知らない。よくわからない、本當にお調べにならない。主計局長でもそうかねといつたぐらゐに、予算査定をしておる者がわからんぐらゐになつておるもので、それは是非一つ我々としてもこれは政府へも勧告しているのです、なか……実行されないもので、是非補助職員の整理という……

も、もう少し実際に基いて予算面の表から、主計局長ただ聞いただけではわからないので、一つ……お調べを是非……自治庁のほうではお調べがついていゝと思ひます。

なお資料提供は実は甚だ勝手なんです、差障りが非常に多いのでございまして、これは政府で一つお調べを願つて頂かんと、これは自治庁が多く承知しているの、これは私の立場上非常に困るのでございまして、ただそういうことが事実あるということだけを私ここで重ねて申上げて御参考……に供しますから、どうぞ……

○秋山長造君 その事実があるということでもよくわかりましたから、それ以上余り御迷惑をかけてもいけない。それから石川県では人員整理を非常に思ひ切つてやつている。今度も実人員二百名の整理というふうなことで、おやりになるそうですが、その場合、やはり県庁を通じてやられる場合は、やつぱり或る程度の人員というものは、最小限人員というものはどうして要するのですね。だからそうむやみに整理して行く……ことはできない一つの限界がはつきりあると思う。そう

いふ場合に実人員二百名という石川県ぐらゐの規模の県でやられるという……とは、よほどこれは思ひ切つた整理だと思ふのですが、そうするといふ……な事業なんかには差支えが起つて来て、やむを得ない措置として臨時職員の形に振替える……というふうなことが行われる虞れがあると思う。虞れと言いますか、必要から……いうことになつて思ふのです、その臨時職員の問題は石川県ではどういふふうになつておる……

○参考人(柴野和喜夫君) 非常に有難い御質問でございしますが、実は私のほうで行政整理をやりましたのは二十七年にやつた。この赤字の出た年にやつていゝのです。実人員二百名、この附表を御覧下さいと、落したにもかかわらず現われておりません。それはどういふわけかと申しますと、今の人事院の規則では、要するに定数外である……ことではあれば、これにコンプレインすることはできないわけなんです。要するに定数内の人間の整理をやる……というときには公平委員会とか何にかにかつて非常に困難な措置が講ぜられるわけですね。それでやはり行政整理をするためには、例えば、三千人いるうちの二千八百人落せば、これはもう要らないんだという操作ができるわけなんです。従つて一旦とんとそこ……で落して、そうして又私の県では上げておられますので、この表を御覧下さいと、その点が要するに一人も整理していないように御覧になると見える。問題は要するに下げまして、そうして今お話の定数外の者を整理したわけ……です。定数内の者も整理したが、定数外の者も当然私どもの以前から長い間統

いてる慣習ですから、定数外によつた者もどうしても定数内に入れなければならぬ若し人たちは定数内に入れたわけです。整理がなさそうに見えますが、実際の人員は減つてゐるわけですから、そこで問題は全体として見ますと、どの程度のものが適正な人間であるかという事は非常に問題だと思ひますが、大体私のほうくらの人口で、そして収入は私の所よりも少いような県と比べて、これは正確には調べておりませんが、県によりましてお調べ下さるとわかりますが、私の県が千人も少いように聞いております。それでさへやりましたが、全体としては技術職員が非常に足りません。技術職員はもう非常に足りません。それから従つて事務職員は二十四、五年頃から殆んど整理を續けて来ております。それで道路その他の状況から技術職員はどうしても殖やさなければならぬ状況になつておりますので、全体として技術職員の整理ということとは、これは行われない問題だと思ひます。それから本来私の方針で定数外はしている者もございいます。例えば林産物の検査員、これは林産物の検査をし、平常は農耕をやつておるといふやうな連中もおりますから、これは全部定数外にしてあります。それから例えば一つのプレントイスの、一つの見習期間というやうなものを置くといふときには一つの定数外にするといふやうなことを行なつております。その定数外を今どん／＼私のほうで整理しております。大体今これが実際の人員が定数内は二千八百八十名、定数外は三百八十名に上つております。これを今半減以下の整理をしつゝあります。

それから先ほど私が申し上げました教職員の代用教員の少いのも、まあ定数外のいわゆる代用職員といつたやうな者を、主として、これは代用職員は整理するときは退職金が要らないので、それから代用職員でない者がやめるときには、これはすぐ退職金をばたばた取られる。そこで定数外のやういふやうなことを先生を整理したために、定数外の者が少いやうな状況が出ておりますが、そういうふうなやり方をいたしてあります。但し、その定数外というものも非常に判断の困難な点があるのは、或る一つの河川なら河川の改修に伴つて非常な臨時職員が要るわけです。これは事業費で、私のほうでこの事業で何人というふうに一括して許可する。そのほかに県会議員に頼まれたとか、何々に頼まれたとかといふやうなことで、私のほうとしては自分でやることは殆んどありません。私の目に入らないうちに入つて来る職員が定数外になるので、とき／＼整理しなければならぬ状況になるんですが、それは極めて少くなつて来まして、整理しておりますが、その間のさし退きが常に潮のようにあるわけなんです、今の御質問のやうな御議論が出るんだらうと思つておりますが、全体としては事務職員を整理して、技術職員としては全体として足りません。こういう傾向にあることを御了解を願ひたいと思ひます。

○秋山長造君 もう一つお伺ひいたしますが、今のお話で大体人員整理は相当思ひ切つてやつておられる。特に助教の場合は相当助教を整理しておられるやうですが、そうすると二十九年度は大体全国的に百万人ほど生徒が殖えるといふことになるのですが、石川県でも恐らく何万人が殖えるのだらうと思ひます。そうなつた場合に、従来の助教も含めての教員でも、現状のままでは足りなくなつて来ると思ひます。常にその場合にその助教を逆に整理して行くといふことになりまして、相当学校の運営等についてむづかしい問題が出て来るのじやないのでしょうか、その点ちよつとお伺ひしたい。

○参考人(柴野和喜夫君) それは御尤もなお話で、結論から申し上げますと、私の所では約七千人ほどに對して百十人だけ殖やしました。それで従来の文部省の基準で参りますと、三百十人くらい殖やさなければならぬところを百十人で折合つて殖やしてあるという結論になつております。それでどういふことになるかと申しますと、要するにいろいろの問題は、一つは指導主事の整理の問題がありまして、それから第二は、一学級を幾らで編成するかという問題がある。今年の予算をそのまま割つて見ますと、遊算すると七十五人で一クラスくらいになるのです。そういうことはできませんので、全体でやつても私の所では最高六十二人を一クラスにして、一年、二年は五十八人にすつといじつただけで何十人という先生が浮いて来る。それで例えば七学級までのところは先生がクラスの数と校長一人、七学級以上になるとそのほかに予備の一人の先生をとる、こういうふうになるわけなんです。それで八学級にするとどういふやうなことでできるとか、或いは校長が今日の新聞にどこかで教員一人に一人といふ所がありますが、私の所では人口に對して面積が広いもので、雪が降る關係で、一人の先生に對して一人の子供といふ学校があるのです。それはどうにも合併整理の必要な所がある。そういう所においては校長もそういう所にはおりませんけれども、小さい二学級以上の所では校長に授業をさせる。それから学校の職員がおりますが、いわゆる教職員の職員、この職員の資格のある者に授業をさせるとか、こういったやうな所の環境の度合で、或いは百人殖やすのも、或いは五十人殖やすのもどうであらう、これは如何やうにも粘土細工のやうに幾らでもできる。従つてそれは私どものほうでは百十人に教育委員会と折合つたといふやうなことになるわけであらう。

○秋山長造君 そういたしますと、石川県では県庁の一般職員も相当切詰めておられるやうですが、教員の場合も相当切詰めたやうに運営をやつておられるように思ふのです。無理をやつておられるように思ふのです。その問題はそれといたしまして、先ほどお話のありました二十九年度も職員の昇給昇格等は一切予算には見ておらないといふやうなお話があつたのです。併しこの問題もこれは窮余の策としてそういうことをお考えにならざるを得なかつたんだらうと思ひますが、實際問題としては私は二十九年度これを全然やらなといふことはできないだらうと思ひます。それでどうしてもこれは今後或いは補正予算を組むなり何なりしてその点も考えられざるを得ないと思ひます。四千万円の赤字といふのは、更に何らかの形で殖えて来るのじやないだらうかといふことも考えられるのです。いづれにしても五億四千万円の赤字をそのまま持越されておられるわけで、この五億四千万円という赤字は相当大きな赤字だと思ひますが、それについては先ほど御意見がありましたやうに、中央の政府として手当をすべき問題が多々ある。これはまあ私もよく承知してある。併しながら實際目先にこれだけ五億四千万円の赤字があるといふ事実は、これはもう動かない厳然たるものです。それでこの五億四千万円の赤字を、今後県政の責任者として如何にしてこれを解消して行かれる計画なり見通しを持つておられるかどうか、その点について一つ率直にお尋ねしたい。

○参考人(柴野和喜夫君) 御尤もなお話でございますが、実は私も正確にその見通しがつかないわけでありまして、従つて四月になりました、自治庁からも実は調査課長にも来て頂いて、もう一遍洗いざらい、去年も四月にやつたのですけれども、何もかも洗いざらい出して行つて、どこがいかなのか一つやつてみよう。そしてこれはモデル・ケースとしてやつてみようじやないか。それから平衡交付金などについても、これはきまり市庁のやうなものですから、今申したやうなふうには申上げかねるところであります。こういう点についても我々早く言えば正直過ぎたんじゃないか。真正直に取り組んでおつたんじゃないかという感じがせんでもない。こういう点が法規の許す範囲内の考慮の余地があるんじゃないか。こういうことは無論違法な

ことはできませんが、もう一遍洗いざらいやつてみよう、その上で一つ方策を立てようというようにすることにしまして、今言つたように計上すべき昇給財源は無論計上しなければならん、計上しなければならんものはわかつておつて全部やるんだから、町村に対する補助金、その他団体に対する補助金全部根こそぎ落してみたのです。併しそういうものは全部落すわけに行きません。やはりここから五千万円、一億円、昇給財源だけで従来通りやりますと、二十九年度は八千万円要ります。そのうち二千万円ほどは政府の補助金であります。そうしますと、約六千万円ほどのものがどうしても純県費で昇給財源を出して行かなければならん。とても出せる見込みはないからどの程度の昇給をするかという問題も残つております。それから補助事業等も県の職員とも御相談してどの程度にするか、例えば例を申し上げますと、私どものほうは簡易水道の普及が激しい。これは御承知のように農村の主婦の労力を節約するために非常に有難い施設で、女たちが非常に生活改善でやかましい。そういう形でこれに対して儘かですけれども、その額の五分の一くらいの経費を県費補助をしておつた。これも今年全部棚上げにして、何か資金でも融通をしてやるような方法でもあつて、利子の補給でもして行くような方法はなからうか、こういうたような例はこれが一例であります。或いは県会議員その他政治的な関係もありまして、そういう点も或る程度我慢して頂いて、この程度に落着けるいろ／＼な検討もいたさなければならん。

もう一つは、それはデータとして警察費の問題、警察費が先ほども陳述いたしました程度であれば、今度の税制改正による増というものは全部警察費に持つて行く、こういうことであれば私もはちよつと堪らんですから、幾らかでもそこに浮かせる余地はなからうか。これについては實際政府が認めておる。恐らくは御覧になつてもまだ正確にはなつておりませんが、三億一、二千万円くらいしか見ていらつしやらない。而も予算は人件費が四億から要るようなことになりまして、これは又非常に早い話が難儀な話になるわけですから、この辺の点について政府として、いわゆる政府のリストで出て来た結果においてはやはり政府に負つてもらふより私どものほうはやりやうがない、こういう点は実情を訴えてやつてみよう、その代りほかのものは尻の毛まで御覧に入れる程度にして、政府の御納得の行くようにして行こう。二十八年度も大体そういうふうにして、あなたのほうでこれだけ見てくれなければこれだけの赤字が残るんですよというふうにして、政府のほうでも御納得の行く、或るほど俺のほうで答へるとこれだけの赤字になるなというふうなことを駁引なしに二十八年度についても折衝したわけでありまして、そういうふうにして洗いざらいやつて、根本的な考え方として、できるなら再建整備の法律が通つても、再建整備によらなくて何とか片付けたいと思つて努力をしておるわけでありまして、極端に申せば、例えば県債の償還が去年から見ても一億以上殖えております。こういうものは年々／＼償還しきえて来ます。これはなかなか償還しきれない。これは十五年なり何年か前に

やつたわけですね。従つて再建整備等についてもその点を考慮に入れてやる、或いは行政整理したときの財源等についても再建整備を出してやるのか、いろいろ再建整備法にも是非我々はして頂かなければならんが、根本の考えとしてはできるなら再建整備にからなないで片付けたいというふうに通しておきます。今のところ私も目を通して今後こうします、二、三が四で割つたお答えはしかねる。もつと堀下げてみよう。それから税制機構の改正その他で浮くものならもつとやつてみよう。あらゆる点を一つやつてみて、残つたのは面倒を見てもらうより仕方がないんじゃないかというふうなうに、一つ誠意を披瀝してやつてみようというふうに考えて今おりますので、今のところ明確な回答はいたしかねる状況になつております。

○秋山長造君 知事の御苦労は非常に敬意を表するのですが、ただ心配することは、二十九年度あたりも、骨格予算で殆んど事業費らしい事業費は見えておられないというふうなことなんです。が、そういうしますと、二十六年度なんかにはきつきのお話で、折角法定外の独立税というものをとつて道路なんかの改修をやられたわけですね。ところがそれがもうあと事業費が続かないために、折角一年間がちや／＼一生懸命に道路なんかの整備をやられて、あとは放つたらかすというふうなことに事実上なると思うのです。そうなりますと、又元の木阿弥で、道路なんかの状況が非常に悪くなつて行くんじゃないか、再び荒廃に委ねられるんじゃないかというふうなこともまあ氣遣われるわけなんです。そういう点はどうな

んでしようか。

○参事人(柴野和喜夫君) 御尤もなお話で、実は今度の骨格予算であります。が、骨格予算の中で成るべくしつかり道をつけたかと思ひますから、一年間見通しがつく経費、要するに人件費等のようなものは現員現給ですけれども、ともかく一年間はつきりわかつたものは全部載せたわけですね。今の道路の修繕のほうは、大体私の県では小さな県ですが、県道の長さが新潟県と同じくらいあります。面積だけがその半分ほどなんです。そういう県でございまして、雪の關係もございまして非常に壊れやすい。年間を通して砂利の代だけが一億ほど要ります。それをどうにもいたし方がないから今度八千万計上してあります。そういういたしますと、要するに改良費その他を詰めて行つていくわけですね。改良費等は今年の半分くらいを明年度にいたそうかと思つております。それから全体として今のガソリン税の地方還元で、裏付である通り参りますれば、かなり国道なり主だった道はよくなるかと思ひますが、一面それだけのものは又平衡交付金で減らしたような形になつておりますので、当初の計画通りでしたらかなりよく行くかと思つておりますが、大体の物の考え方としては、肚の中では主要な道路を重点的にして、小さな道路は捨てて行く、捨てて行くと言葉は悪いのですが、本当に捨てるわけではありませんが、そういうふうな考え方で整理をして行かないと、県道だからといって一律にやつて行つたらとても維持できないのじゃないかというふうには考えております。なお、県道等については、私の県では今純粋に全額

県費で以て県単道路の改良について地元負担は二割、公共事業については一割の負担で、それ以上のものは一文もとつておりません。そういう状況で行つておりますが、今申ししたような關係の心持で、なかなか困難なことですが、して行かなければいかんことではないかというふうな感じを持つております。

○秋山長造君 それから最後にもう一つお尋ねしたいのですが、一方において五億円を突破する赤字がある、而も他面においてはいろ／＼な方面になすべき事業が多いということ、まあジレンマに陥るわけですね、その場合に問題は県会だと思つたのです。石川県はどうか知りませんが、一般的には県会あたりの行き方としては、赤字の解消というふうな問題に対しては余り實質的な熱意は示さないで、而も県単事業が減ることは非常にいやがるということになると思つたのです。そこでどうしても事業費を全部削つてしまふというふうなことは、県会なんかの關係から言つても極めてむずかしい問題だと思つたのです。石川県の場合はこの赤字の解消という問題について県会の態度はどういうことになつておりますか。

○参事人(柴野和喜夫君) 実は赤字そのものについてはまあ年々経費を計上しながら、いわゆる三角をつけて更正予算を組んでは整理をしておつたのですが、去年の暮は思ひ切つてやらなければならんと思ひましたので、県会の協力を求めてやりました。そのために、我々のところは保守党系統の者が殆んど占めておりますが、自由党、改進黨いろ／＼あります。その連中全部一つ合同して、一つのクラブ組織に

作つてもらつて、赤字解消を助けてくれという事で、全員三十数名、殆んど八割くらいまでの県会の人を結束させて、それで大げさな二億、三億の鉅を、県庫を落すよりしようがない、政府からお金をもらう以上は県庫を先ず落して鉅を示さなければいかんわけですからやつてもらつたのです。ところが今度の議会の経過を顧みますと、今委員から質問がありましたように、非常にその点について辛いのです。明年度は又選挙を控えておりますから、非常に辛いから悲痛な声を上げてやかましく言うのですが、私のほうの考えとしては延ばすのはすぐ延ばせるのですが、節約することは非常に困難だから、ともかく一週節約しよう、節約した上でまあ次に補正予算を組むからという事で、ともかく一応形として切り抜けておりますので、今お話のように着た切りで済ませるというわけには到底いかんような実情にあるわけなんです、その点がどの程度にやれるかという見通し、それから又五億四千万の赤字で実質に繰上充用したのは三億一千万であります。三億一千万の繰上充用というものをどういうふうに埋めるかという問題が起つて来るわけです。これは今申したような議会の空気を等々と詰めて行けば二年くらいで行けると思いますが、それが余り熾烈であれば二年のものは三年もかかる、こういう形にして行かざるを得ないように思つておりますので、これは非常な困難な問題に出食わしておりますが、是非この辺で頑張らんといかんという事で、そういう形で切り抜けて今日まで来ておるわけでござい

○長谷山行蔵君 石川県知事さんに入場税の問題について一点だけ伺いたいと思ひますが、先ほどのお話しによりますれば、入場税の国税移管は石川県としては熱望しておられるというお話しでしたが、その税額はどのくらいであるか、又その額が全体の税収入に占める割合はどのくらいか、御参考までに一つ……

○参考人(柴野和喜夫君) 政府のほうの基準財政収入として見ているものは一億五千万円ほどです。それに対して一億一千万円くらいしか入らんわけですから、そういうことであるので、全体としてせいぜい十一億ほどですから、九割ほどの税額だというふうに見ておられます。

○長谷山行蔵君 御参考までに伺つておきたいのですが、遊興飲食税の数字が若しありましたら、それも……

○参考人(柴野和喜夫君) 遊興飲食税が大体一億八千五百万円ほど今計上してあるかと存じます。

○委員(内村清次君) それでは長時間の間有難うございました。十分皆様ごたの御公述を活かして審議いたします。

それでは午後は一時半から開始をいたしまして、午前中はこれを以て休憩をいたします。

午後零時五十四分休憩

午後一時四十七分開会

○委員(内村清次君) これより午前に引続き、地方行政委員会を再開いたします。

地方税法の一部を改正する法律案、入場税と税法案、昭和二十九年の揮発油譲与税に関する法律案、地方財政

平衡交付金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は工藤友恵君、小野盛次君、加藤謙雄君、矢崎邦次君、山高しげり君、河野真三郎君を参考人といまして、その意見を聴取することにいたします。

参考人のかたへ一言御挨拶を申し上げます。地方行政委員会におきましては、去る今月の二十七日に本件に關しまして公聴会を開き、広く各方面からの意見を聴取したのでございすが、まだその意見をお聞きしておらない方面もございましたので、更に本日参考人としておいでをお願いしたわけでございます。皆様には御多忙のところおいでを下さいましたことに対してましては、委員長から委員一同に代りまして厚くお礼を申上げる次第でございます。

さて、発言時間でございますが、実は参考人のかたへ多数でございます。関係で、時間の関係のために一人十五分間程度として公述をして頂きたいのでございます。又皆様から意見を聞きました際に、適當の時期に委員の質疑をいたしまして、更に又最後に、全部お聞きしまして、委員の質疑を聞かせて頂きたいのでございます。どうかその節には率直に御答弁を頂きますこと、御意見を十分お述べをお願いします。そして企業と地方税の関係につきまして、関西経済連合会常任理事工藤友恵君。

○参考人(工藤友恵君) 私関西経済連合会の工藤でございます。今委員長から十五分間というお話でございますが、たが、申上げなければならんことはお

手許に書類で差上げてございますから、一つ御覧願ひたいと思ひます。なお、私風邪を引きまして、声の工合が一層悪いのでお聞きとりにくいことを御勘弁願ひたいと思ひます。

今回の地方税法改正案は、その根本方針といたしましては、地方団体の自立態勢の強化に資するため、独立財源の充実を図るということを第一に掲げてございするけれども、私どもから見ますれば、それもその前提に国民経済の現状、そして国民の担税能力の限界ということが最初に考慮されなければならぬと思ふのであります。これは申すまでもなく、二十九年地方税及び譲与税収入見込額によりますれば、地方税収入総計は三千七百二十六億円、昭和二十八年補正後収入見込額三千百二十億円に比べますと、二

考えているのが遺憾に思ふのであります。全体としまして、納税者の立場というものが余りにも薄く扱われているというところを感ずるのであります。私どもとしましては、二十九年地方税法改正については、先ず減税というところを第一に行ひまして、国民負担を軽減する、そして地方財政規模を縮小する、その方針を第一に立てて欲しかったと思ふのであります。

○一割の増収を予期してあります。又二十九年地方財政計画は九千六百七十七億円でございます。二十八年度の収入見込額に比しますと、五・八割増になつております。私どもとしては、これは企業のみならず、あらゆる面がございするが、国税、地方税を通じて、租税負担の過重であるというところを痛感しておるにもかかわらず、更に二十九年度においては二〇%以上の増徴を地方税の面において企圖しておるということは、私どもは遺憾に堪えないのであります。昨年でございしましたか、税制調査会答申中、地方税部門に關しましては、私どもは非常に不満な点でございます。これから申上げてみようと思ふのであります。税制調査会答申よりも徴税者の立場、つまり税金を取るほうの立場から多く

となるような組織になつておりますから、簡単に税率引上が行われる危険性がございす。更に問題でございすのは、一般に新税の創設は将来増税の母であるということを中心とするのであります。私も同じならば、この立場からこれは税制調査会の答申の當時にも申し上げたのでございすが、道府県民税の創設には賛成しがたい。私もやはり考え方を申し上げますれば、今の市町村民税を住民税という名にしまして、そのうちから適当な配分をするという方法をとればよいと思うのであります。これは道府県に直結するたに道府県民税をとるということは、余りに小さいことのために大きい問題を忘れてゐるのではないか。この意味において道府県民税は賛成しがたいのであります。

次に、事業税について申し上げますと、事業税及び特別所得税は、附加価値税の延期に伴い、毎年繰返し繰返し存続しておつたのであります。このたび附加価値税を廃止しまして、事業税及び特別所得税を統合して名称を事業税として存続するというこの方針は非常に結構であると思うのであります。ところが事業税の課税標準である事業の所得は、法人税又は所得税において決定したものであることとしなくてはならないと思うのであります。現在大体において両者は一致しておりますが、若干の差異はあるし、又一応道府県に更正、決定、質問検査等の権限が附与されております。これは徒らに納税者に煩瑣な手続を要求することになるのみならず、徴税費の増嵩を招来するのでありますから、法人税又は所得税で決定されたその所得、そ

れを利用することにすべきだと思うのであります。従いまして、現在電気供給業、ガス供給業、運送業に対して行われておる収入金額を課税標準とするいわゆる外形標準課税は、これら特定の業種に対して法人税又は所得税と異なつた課税標準を適用することになつておりまして、二重の課税を課することになるなど、非常に不当な取扱をしておることにありますから、この際外形標準課税は一切廃止しまして、他の一般業種と同様所得課税方式を用いるべきだと思うのであります。

更に次の問題は、二つ以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が事業税を申告納付する場合におきましては、現行法によれば、所得金額総額を道府県別に分割し、その分割した額を課税標準として関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを申告納付することになつております。修正申告書提出する場合も又同様な手続を必要としまして、企業はその手続の煩瑣な面に耐えない状態にございす。又同時に道府県側も各企業から受ける膨大な書類を詳細に調べることは煩雑であり、且つ困難であると思われ。従つて納税手続簡素化、税務行政簡素化のために、この場合の申告納付方法は主たる事務所、即ち申しますれば本店所在地の道府県に對してのみ行うことにしまして、納付を受けた道府県が当該法人の会社でございすとか、その他の会社のその他の事務所、支店、工場等の事務所又は事業所所在地の道府県に對して、その事業税を分割配賦するというのをしたらよろしいと思うのであります。併し、各道府県に對する分割の基準は納税者が主

たる事務所、即ち本店所在地の道府県に提出する申告書にこれを記載することにしたいと思ふのであります。

又、事業税には現在多くの非課税規定がありますが、これを大いに整理する必要があると思ふのであります。現在の地方税制、殊に道府県税制は自主財源が不足しているとか、弾力性、普遍性、安定性を欠いておるなどいろいろ議論されておりますが、事業税の非課税規定を整理しますならば、この問題は当然解決されるのではないかと思ふのであります。改正案におきまして

は、個人の行う農業、林業、その他新開業、放送業など非課税としておりますが、これらの事業にも一応考慮するべきであります。が、日本国有鉄道、日本専売公社などに對しても事業税を課するのが適當であると思ひます。これは今後御研究を願わなくちゃならないと思ひます。

第三に、不動産取得税であります。土地又は家屋の取得に對して不動産取得税なるものが創設されようとしております。この場合、住宅の建築、住宅の建設のための土地の取得に對しては一定の控除が行われるようでありまして、工場、事業場等生産施設に對しては何らの考慮も払われていないやうであります。企業の近代化、合理化が日本経済自立のために切実に要請されてゐる今日、工場、事業場等の生産施設用の土地家屋の取得に對して課税されることは、製品のコスト高を来たし、對外競争力を弱めるものと信ずるのであります。元來不動産取得税はシヤブ動産によりまして廃止されたのであります。これを復活する理由は何ら見当らないのであります。標準税

率百分の三は軽度な流通税であると当局により説明されておりますが、決して軽いものではありません。又新税創設は増税に向ふ第一歩であることは先ほど申し上げました通りでありまして、税率の如何にかかわらず新税たる不動産取得税の創設は賛成しがたいのであります。

次に、市町村税について申し上げます。市町村民税でありますが、税制調査会答申によりましては、「法人については法人所得に對する市町村民税と都道府県民税との合計額が現行法人税割の負担額に比して二割程度減額されることとなるように、法人税割の税率を引下げる」と述べております。

が、改正案では道府県民税に移る法人税額の五割だけは當然に現行税率一・二五割から減少してあります。が、両者併せての減税は考慮されておらないやうでございす。元來、法人に所得割を課しましたのは、個人たる株主が負担すべき二五割の配当控除額に對する市町村民税を法人が便宜上一括納付するものであると、そういう説明を聞いております。若しそうだとすれば、法人税割の課税標準は法人税額ではなく、配当額でなければならぬし、税率は配当控除率二五割に市町村民税率一八割を乗じた四・五割でなければならぬと思ふのであります。この趣旨からすれば、その法人の株主の居住する市町村の税率となるべきでございす。又法人の住民税とするならば、法人の住所たる本店所在地の市町村に支払うべきであつて、現行のように法人の事業所の所在する市町村に支払うということは意味をなさないものと思ひます。

このように、現行の法人税割はその性格がいまいでございすから、これを国税に移し、交付金の財源とすることが適當ではないかと考えられます。その結果現在における法人の眞の租税負担を明瞭に示すことにもなり、又租税体系の簡素化にも役立つことになると思ひます。現在の法人税割は所得税額の二・五割、従つて所得に對し五・二五割であるが、国税に吸収すれば税務行政の簡素化の結果、かなりの税率引下げが可能になるのではないかと考えられます。

個人の所得割につきましても、法人の場合と同様であり、国税と合せて眞の租税負担が明らかになるやう所得税と市町村民税を統合すれば、税務行政の簡素化に役立ちまして、而も租税負担は軽減し得るわけでありす。法人税割を現行通り存置する場合においても、二つ以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の申告納付につきましては、事業税の場合に申上げた通り主たる事務所又は事業所所在地の市町村に對してのみこれを行うべきであると思ふのであります。これは税務行政の簡素化のために絶対に必要だと思ひます。

第二に、固定資産税について申し上げます。シヤブ税制の結果、市町村に固定資産税が与えられましたが、その課税対象に土地、家屋のほかは償却資産、機械、器具等でありましたが、償却資産を含められませんでした。その初めから非常に反対があつたのでありまして、土地、家屋は全国的にあまねく存在しているから、應益的な意味からこれに課税することは一応妥當だと考えられます。又償却資産を固定資産税

の対象に加えることは理論的には妥当であるかも知れません。併し我が国といたしましては初めての経験でございしますし、その課税標準たる適正な時価の測定が甚だ困難でございします。そのため不公平な課税となりやすく、市町村側にとつても大きい税収を挙げることがその土地に多数の有力工場等が存在しているか否かによつて決定されるのであつて、甚だ偶然的な要件に左右されているものと言わなければならぬと思ひます。更に企業設備の近代化という点から言いますと、近代化のために設備の改善を行へば行ふだけ固定資産税が増加するという事情がございまして、輸出振興の必要な折柄、コストの引下げに役立たすべき企業の合理化がこの面から阻害され、又資本食いつぶしを防止するための資産再評価を阻害している一重要原因が固定資産税の重課にあることは、従来一般に指摘されていたものであります。更にそのほかに、このために償却資産評価のために多数の人数を要するということは、先ほど申し上げました通り非常に残念なことだと思ひのであります。

なおこの点におきまして、償却資産課税は廃止すべきであります。その一歩を譲る場合にも、これを順次に減じて行つて早くなくしてしまふようにすべきだと思ひのであります。

それから償却資産につきましては、なお詳しいところは書き物のほうでお読み取り願ひまして、大規模償却資産に対する市町村の課税権を制限して、一部を道府県に移そうというようなことは、税源の奪ひ合いと課税標準の引上げを結果する虞れがありますから、これもおやめになつたほうが適當

ではないかと思ひのであります。私どもの考えからしますれば、更に償却資産について、今のような全免措置がとられるならば、改正案のような特定の産業に對し特例を設けて、負担の軽減を図ることが必要だと思ひます。改正案にある以外には、ガス供給業、航空機製造業或いは修理業等も考慮すべきではないかと思ひのであります。

それからなお償却資産その他につきまして、固定資産税の評価を一定期間、一定限度に止めて、一定の動かないものにするということが必要だと思ひます。

それから倉庫業、ビルディング業等、全資産中に土地、家屋の占める割合の大きい、固定資産税の転嫁が困難な業種につきましては、償却資産に對する課税廃止問題と関連しまして、固定資産税の軽減を図るべきだと、こう思ひのであります。

それから税率の問題がございします。これは長くなりましますから、今私の差上げました七ページのところを讀んで頂きたいと思ひのであります。

なお固定資産税に對する最後の問題として、資産再評価との関係でございします。企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案によつて、一定規模以上の株式会社は再評価を強制されることになりまします。併し資産再評価が固定資産税増徴の原因となるという規定が地方税法に存する限り、資産再評価の実施は阻害されますから、この点につきましては十分な措置を講ずべきだと主張しておつたのであります。今回の強行再評価に際して、償却資産に關しては昭和三十年合自動車協会の課税標準

価格に二十九年度の課税標準価格を超えないことになつておりますが、この中で家屋が軽減措置から除外されております。この家屋も強行再評価の對象となつておりながらこれだけが除外されるという理由は、誰の説明を聞いても私ども納得することができないのであります。この点については本院におきましては特に御考慮願ひたいと思ひます。

それから入場税、遊興飲食税については、遊興飲食税は政府原案がすでに行詰つておりますが、これは国税一本で取つて、それから地方に交付する、そういう形式をとる税制調査会案が最も妥當と存じます。

それから電気ガス税でございします。これは言うまでもなく重要な財源になつておりますが、これは昭和十七年にできました當時には余り問題にならなかつた。併し今日料金が高上るために、取りやすい、取りやすいものですからそのままになつておりますが、これは当然電気料金の問題、ガス料金の値上りもいろいろ言われるような折柄、特に御留意になつて、これは直ちに御撤廃になることを希望します。

甚だ粗雑になりましたが、詳しいことは一つ書き物の上で御判断願ひます。

見を聴取され、又本日私をお呼出しになりまして、トラックの立場から意見を述べることについて御熱心に御審議を申上げます。時間の關係がありまして、結論的に私の意見を述べさせていただきますが、私たちがトラックの關係につきましては、三月の十二日全国のトラック業者大会におきまして、一応自動車税に對する決議をいたしました。その決議に基きまして次のようなことについて意見を述べさせていただきます。

先ず第一に、揮発油を燃料とするトラックに對して現行の一万四千円の課税はこれは極めて妥當だと考えられます。第二に、軽油を燃料とするいわゆるディーゼル自動車に對しては二万三千円の課税は二万一千円が妥當だと考えられます。小型三輪につきましては、今回の改正案におきましては四千二百円でありまします。これは三千五百円が妥當だと考えられます。以下その理由について、若干御説明申し上げます。

自動車税の現在までの経過について一応蛇足ではありますが、御説明申し上げます。現在の高率課税となつた経緯につきましては、昭和二十四年以前の自動車税は各都道府県の条例によつて定められて、各地方団体の財政状態によりそれぞれ異なつておりました。全然非課税となつておりました山形県、或いは三万円程度の課税であつた広島県等もございしますし、その他税率は全くまちまちであつたのは皆御承知の通りであります。昭和二十三年度における全国の平均税率は、普通トラックが営業車が五千三百円、

自家用車が六千三百円、ここに千円の差があつたのであります。昭和二十四年度においては営業車が七千八百円、自家用車が九千円、千二百円のここに差があつたのであります。ところが昭和二十五年の税制改革に當りまして、自動車税は固定資産税の客休から除外されて独立税として存続することになりまして、私たちは固定資産税並みに普通車の税率を年額三万円程度にすることをしつゝ、要望したのであります。が、當時政府当局の御立案過程の税率は営業車が八千円、自家用車が八千五百円でありましたが、GHQの指示によつて営業用、自家用共に一万円に修正の上国会へ上程され、更に国会においてこれは衆議院の地方行政委員会、當時委員長が中島守利さんでございしますが、八千円に修正可決されました。GHQの承認が得られずに政府原案通り国会で決定された経緯があるものであります。その後政府は物価指数の変動を理由に昭和二十八年の八月第十六国会において、標準税率一万円を更に五〇%増の一万五千円案を上程したのであります。私たちは政府当局に對し自動車税は固定資産税並みの課税が尤も妥當であることを主張し、例えばニッサンの車両価格百十五万円によつて算定した税額が六千円程度、これは参考資料の第五に詳しく書いてございします。これは車両価格が百万円のものも十万円のものもトラック一両として扱つて、その課税対象には同率にされておる、かようなことは我々非常に不合理ではないか、かように考えるのであります。又物価の変動が引上理由であるならば、当初政府が考えられた八千円を基準とすべきであつて、一万円

を基準として計算されている不合理を訴えたのでありますが、政府案一万五千円は国会において一万四千円に修正可決されたのであります。かように自動車税は税制改革以来高率な課税となり、而も前回の四割引上実施後僅か七カ月も経過しないうちに更に大幅値上案を今国会に上程されたことは、租税能力の点においても納得ができないのであります。

トラック運送事業はすでに租税能力が限界をもう凌駕している。トラック運送事業における昭和二十六年年度全国平均一社当り年間収益状況は収入が六千五百四十三万円、利益百一十二万円、対収入利益率が一・九%、昭和二十七年年度においても全国平均一社当り年間収益状況は収入が四千四百六十五万円、利益が七十二万円、対収益率一・六%が示すがごとく、年間収入で新車一両の購入費にも満たないような状況で、資本の蓄積はおろか企業の保持すら危ぶまれている状態であります。何故このような状態になったかということを考えてみますると、トラックの歴史と申しますか、私たちが常に考えられるのは、戦争中にはその筋の命令によりまして、個人会社が数社、或いは数十社が命令的の統合をされて、そうして戦時輸送に従事しておつた。いわゆる徴発的の仕事に入つておつたために、トラックが民需を賄う余裕がなくて、その際に自家用自動車営業行為を行うというようになつて、而も戦時中には徴発された車は終戦後我々の手には一台も帰らずに、軍用車と共に何の縁りもない自家用車に放出されたために、自家用車が急激に殖えまして、附表の参考表の第一表

を御覧願いますとはつきりいたしますように、昭和二十年には二万三千台、営業車が三万六千何がしに對して自家用車が二万三千が二十一年にはその約倍の四万二千、それから五万、六万、七万、七万、八万、十四万というふう非常に増加を示しまして、昭和十年の指数で見れば、営業用百十七に對して自家用、官庁用含めて二千四百四十三という指数になつて今日に至つてるのであります。この点につきましては、三月十二日に参議院の大蔵委員会、私が揮発油税に對する公述をいたしましたときに、藤野繁雄先生から自家用の殖えた理由を説明しろということとで細かく説明しておりますので、参議院記録の第十七号にそれが出ておりますので、それを御覧願いますと、御了解できることと思うのであります。

ものほうです。限度を超しておる。かような点もお含みおきを願いたいと思ふのであります。

まあそれはさておいて、現在の税率に對して一応私たちが考へておりますのは、ガソリン車はこれは据置きということに大体政府の御方針にもなつておりますが、軽油車について私たちが特に意見を述べさして頂きたいのであります。ガソリン車につきましては、すでに税率もおきめになり、我々もそれを納得しておりますが、ディーゼル自動車は我が国の自動車産業、或いは輸出貿易として最も重要な役割をしておるのであります。日本のディーゼル自動車は外国、欧米の自動車よりも性能もよく、価格も安く、又国情に適した車だと私は存じております。従つてこれが普及をすることは、外貨を獲得する、或いはこの産業が発達すれば、経営の面におきまして非常に役立つ点が多々あるのであります。ガソリン車は、欧米の車よりも日本の車のほうが高いから輸出は殆んど絶望の形になつておりますが、ディーゼル自動車は相當に輸出をしております。これはお手許に配付した資料に明記してありますように、二十七年度におきましては、台湾、沖繩、タイ、パキスタン、ゴア、アルゼンチン等において三百六十四万五千三百一十一ドル、日本金に換算して約十億ほどの輸出をしてあります。二十八年においては三百七十一万七千四百六十七ドル、約十三億、これは二十九年に入りまして相当引き合いがあり、日本自動車工業として非常に有望であります。然るに、政府はディーゼル車に對してガソリンに課税はしておるが、軽油に課税はできないということで、大

自家用の問題につきまして、又附言いたしますならば、自家用車が営業行為をやるといふことは、所得税も営業税も納めない、そういうようなことで営業車よりも遙かに下廻つた運賃で闊取引をする。かようなことで、この件につきまして、先般、三月の四日のごさいますか、参議院の大蔵委員会で、高木正夫先生が運輸省に向つて自家用の営業行為の取締に對してきつて御質問もありまして、運輸省といたしましては、貨物自動車の輸送秩序確立方策というものがあつて、それで取締ると申しておりますが、なか／＼この取締というものは困難な状態で、依然として自家用の営業行為が続いておるのであります。従つて、営業トラックの経営ということとは実に悲慘な状態になつておるので、税の負担能力という

幅に自動車税として計上しておるのであります。これも私たちが税制調査会の答申の範囲内の五割程度にとどめて頂きたい。従つて、現在のトラック、バスの二万三千円は二万一千円、観光バスは三万七千五百円、これが最大の限度だと私たちは考へるのであります。後ほど御質問でもありましたら詳細に申上げますが、こういう見地から、ディーゼル自動車に極度の課税をされることは一応十分に御検討を願いたい、かようにお願いする次第であります。

次に三輪車についてありますが、三輪自動車は四千二百円という税であります。従来の二千八百円が四千二百円と極めて高率である。一応三輪車について考へますと、五百キロ、七百五十キロ、千キロ、二千キロと四区分になつておりましてその平均がトント未満である。そこで仮に一トントといたしますと、普通四トン車が一万四千円でありまして、三トン当り三千五百円でありまして、三千五百円を限度にして税率を是非その程度まで引上げて頂きたい、かように考へるのであります。その次に今度の自動車税の附則四十一号、税金を納めない車兩検査を拒否するといふ一項が入つておるのでありますが、これは自動車にのみかような規定を設けることは我々としては納得できない。何のために自動車にかような特別扱いをするか、この点について是非御検討を願いたい、かように考へるのであります。

それから納税期日は大体四月、十月というふうに分かれておるのであります。これは年四回にして、四月、七月、十二月、二月と四回に区分されて納税をさせられるように特段の御配慮を願いたい。

最後に積雪、降雪地帯の問題であります。これは北海道のような所で、殆んど十一月から翌年の五月まで車の運行がとまるというふうな県に對しては、特別減税措置を講じて頂きたい。これも文書で一応申述べてありますので、この点特段の御心配を願いたいと思ひます。

なお、参考資料としてここに差上げておきました表について一応申上げてみたいと思ひますが、実はこの資料は行政管理局の統計基準部長の美濃部さんが御調査になられた資料でありまして、世界の大型自動車一台当りの税額と国民一人当りの所得に對する比率、これを見ますと、日本が世界で第二番目だといふような文獻もあるものであります。そのほか、国民一人当りの年間所得に對する問題、或いはアメリカのトラック会社の事業内容と日本のトラック会社の事業内容、これも極めて杜撰なものではあります。が外国資料から一応とりまゝと参考資料の四に明記してあります。なお細かいことは私専門家ではありませんが最近手に入りました欧米の自動車税につきまして、細かく書いた資料を私持合しておりますので、これを後刻こちらの委員会の専門員のかたに提出して御参考に供したいと思ひます。

以上時間がございますので、甚だ要領を得ない意見でございましたが、これを以て私の公述を終らして頂きます。

○委員長(内村清次君) 次に日本興行組合連合会事務局局長加藤巖雄君。

○参考人(加藤敏雄君) 本日参議院地方行政委員会が入場税と税法案に關しまする業者の意見を聴き取り下さいますために、本委員会に出席、陳述する機会をお与え下さいましたことに對しまして、心から感謝いたしますと共に、これから申述べます意見は、業者の立場からのものだけでございまして、多少手前勝手な意見と御考へになる点があるかも知れませんが、全国四千館の映画館、特に弱小館の真剣な叫びである点にお心をおとめ頂きまして、何とぞ暫くの間お聴き取りを頂きますようお願い申し上げます。

我々全国の業者は、今回提案された入場税と税法案に對しましては、全面的に反對でございまして、入場税はそのまま地方に存置して頂きたいのであります。その第一の理由は、我々業者は入場税に對しましては、地方税として沿革的にも、又性格的にも、親近感を持つておるからでございまして、我々は現在地方税法によりまして特別徴収義務者となつております。この特別徴収義務者は他の税法の中にも言葉は變つておりますけれども、存在いたしてあります。併し入場税に關する特別徴収義務者ほど厳重な制約の下に置かれておるものはないのでございまして、御承知のごとく、入場の際に入場者に渡します入場券はすべて公給でございまして、一連番号を付され、それに使用枚数、残存枚数につきましては、常時報告し、厳重なる監督を受けておるのでございまして、若し少しでも滞納がございしますならば、直ちに翌日から票券の公給を停止せられまして、従つて営業することが不可能となります。即ち、事実上の営業停止の処

分を受けることになるのであります。私は税法を仔細に研究はいたしておりませんけれども、このような厳重な制限を受けております徴収義務者は他の法律にはないのではなからうかと考へておるのであります。このような取扱を受けながらも、業者は納税に協力いたしまして納税成績を挙げ、昨年度におきましては、九二%にも達する納税成績を挙げておるのでございまして、それは、その税金が地方の各種の施設、例えば道路でありますとか、警察、消防等のいろいろな施設に充てられまして、それによりまして、興行場の営業成績が向上いたしますし、営業成績が向上することによつて税収入が増加して参ります。税収入が増加すれば、又これらの各種の施設が改善されるのであります。このような相關關係がこの税に對する我々の親近感を深めて來ておるのであります。納税にたくも協力して参りました一つのゆゑんでもあるものであります。今回国税に移管されて、その九〇%は人口割で地方に還元されるということになりますと、成るほど結果的には地方の経費に充當されるのであります。ところが、東京や大阪の税金が青森や鹿児島で使われるようなことでは、その結び付きが間接的でありまして、郷土との繋がりが薄くなるのでございまして、かくては、今まで長い間潤養されて参りました納税意欲にも面白からぬ影響がないとは言へません。その点、誠に寒心に堪へないところでありまして、九〇%も地方に還元するのでございしますならば、むしろそのまま地方税として存置できないものでございまして、どうか。

第二に、我々は入場税は性格的にも又沿革的にも地方税であるべきだと考へております。従つて、この税金は地方自治運営上極めて妙味のある税金でございまして、これが国税に移管されましては、たとい九〇%は還元されることになりましたとしても、地方自治、民主政治の正しき発展を期待することは困難ではないでしょうか。税源の偏在を是正するの美名の下にかかる措置をとりますることは、角を矯めて牛を殺すがごとき暴挙と言わざるを得ないのであります。都府県民としての立場から、我々ばかりの措置に對して反對せざるを得ないのでございまして。

第三に、入場税の国税移管の理由といたしまして、地方税源の偏在は是正ということが挙げられております。成るほど入場税は大府県に偏在をいたしてあります。併し大部分の税金が大府県に偏在をいたしておるのであります。入場税だけが偏在は是正につきましても、かの方法は考え得られなかつたでございまして、我々は大府県に對します義務教育費の国庫負担を打ち切り得なかつたことに對する政府の對抗的な処置をいたしまして、この最も弱い面も徴収し易い入場税の国税移管というものがなされたのではなからうかと邪推いたしておる次第であります。而も地方制度、税制調査會が、共に入場税と遊興飲食税の国税移管を答申いたしまして、政府も又、当初はその方針で進まれて参りましたのに、何故中途におきまして遊興飲食税のみ地方税として存置され、入場税のみを国税に移管されたのでございまして、若し巷間伝うるがごとく、運動の強弱によつてその態度を變えられたものとするな

らば矛盾も甚だしく又甚だ遺憾に堪へないところとございまして。成るほど我々業者は、遊興業者に比しますれば、その数も少く、政治的な力も弱いかも知れませんが、併し我々も遊興業者と同じく、地方税として残ることを希望し、運動し、本年に入つてからは、全国業者は常時交替で東京に常駐し、各方面にお願ひに参つておるのでございまして、数は少く、声は低いかも知れませんが、その叫びは深刻でございまして。昔から声なきに聞くとさへ言われておりますが、この我々の真剣な叫びに耳をかされまして、遊興税と同様に地方に残して頂きたいのでございまして。我々業者は、どちらかと言へば穩健で保守的なものでございまして、政治的な力が弱きが故に、この不合理な差別待遇を受けるということになりますならば、將來その政治的態度も考えなければならぬといふ限らないのでございまして。何とぞよろしく公平なお取扱をお願い申し上げます。

最後に我々の現在の経営の実情を申述べて、入場税を是非地方に残して頂けるような御配慮をお願いいたします。現在、入場税は五割でございまして、これは世界におきまして最も高い税金でございまして。又、他の税金に比しまして極めて高率でございまして。現在御審議中の奢侈税法案においてすら、洋服の生地が一着分三ヤールといまして一万三千五百円、着物は一反七千五百円といまして、それに一割五分の税金がかかることになつております。これに對して見る映画に對しましては、一回百円の入場料金に對しまして、五割という

高率な税金がかかるのでございまして。現在の入場料を見ますと、税込の全国の映画館の平均の入場料金は、昨年十月の日銀の小売物価指数に比較いたしますと、一三%でございまして、他の物価に比して相当高くなつております。本年の正月のときは、すでに入場人員は頭打ちという状況でございまして。成るほど歌舞伎座の切符が闇で売られておりましたり、一流封切館の前には、日曜、祭日には行列が見られたりいたします。そのために興行は甚だ景気がよいように思われがちであります。併しこれは大都市の歩合興行を行なつております一流館の状況でございまして、大多數の興行場は経営に困難な状況であります。東京、大阪の一流館も地方の都会の場末の映画館も、同じように五割の税金を取られるのであります。人件費とか、電力費等の諸経費等を考へてみますと、これは大した差もないのであります。従つて経済的地位の低い都市や、農村にある映画館や、或いは場末の生活程度の低い顧客層を相手にいたしております映画館の経営の困難を訴へるの

は、當然のこととあります。而も従来は十五割、十割の税率のときもございまして、これらの時代の滞納金を、五割に税率が下りました昨年の一月に、殆んど完済いたしましたのでございまして、その負担から未だ抜け切れないような状況にあるのでございまして。このような地域的な特殊の事情によりまして、各館の経営内容というものを、地方税務当局は十分知悉しておられまして、よほどの懸念者でない限り、徴税に當りましては極めて同情的な態度で臨んでおられるのでございまして。地方

の税源を枯渇することのないように、実際の収入に應じた徴税が行われておるのではありません。若しこれが国税になりまして、転々として異動し、中央の指令を唯一無二のものとしている税務官吏が、かかる親心を持つて徴税に当り得るでございませうか。ただ法律を楯にとつて、少しでも滞納があれば直ちに入場券の公給を停止したり、或いは差押差滞納処分を行ひまして、自己の責任を果したとして得々とするのではないでございませうか。かくては地方の農村や中小都市において、大衆の文化的娯楽の窓が大部分塞がれまして、大衆はいわゆる遊樂屋と称する者の映画を悪い環境で見るとは、すべなき状況になるでございませう。又、大蔵省は今度の法案におきまして、税率の段階を設けまして、地方の弱小映画館の税率を低くし、実状に即した取扱いをしておると言つておるのであります。これも単なるごまかしに過ぎないのでございませう。先ず税率について申し上げますならば、二十円以下を免税としておるのでございませうが、二十円とこの料金は、都会の僅かなニューズ館のほかは、殆んど常設興行場においてははなれない料金でございませう。従つてこれはただ今まで税金を納めたこともないようなもくろき遊樂屋を保護するに過ぎないのであります。これは一方まじめな常設興行主を経済的に圧迫する結果となるでございませう。又今回の法案で二割の税率になります四十円未満の映画館は、全体の一二%にも過ぎない状況でございませう。大部分の映画館は殆んど減税の恩恵に浴さないでございませう。又、政府の予算面からこの点を見て参りますと、来年度の

入場税の歳入見積りは百九十二億円でございませうが、これは三月分の入場税が取れませんが、平年度に直して考えますならば、二十八年度の二百二億円に對しまして、約九%の増でございませう。而も二十八年度の二百二億円の中にはいわゆる第三種として徴収されておりましたパチンコでありまして、麻雀、ダンスホール、ゴルフ場等の入場税額約二十五億円が含まれてないのでございませうから、その増収見込率は更に大となるでございませう。これは今回の国税におきましては削減しながら而も九%の増を見込んでおるという事は、各目的に税法上の減税を行なつて、實質的には徴税を強化し、増収を図らんとする意図は極めて明瞭なところがあるでございませう。十分この点に關しまして御考慮をお願いしたいと思ふのであります。

以上各点に關しまして、我々のお願いを申上げたのであります。何とぞ御理解ある御処置におきまして、入場税を地方税として存置されんことを最後に重ねてお願いいたす次第でございませう。

○委員長(内村清次君) 以上の公述に對しまして、各委員のかたゝから御質疑がありましたが、ここで一応委員の御質疑を伺ひます。

○堀末治君 先ず第一に、工藤さんにお尋ねいたしますが、この事業税を本店所在地か何かに一まとめにしてくれという御意見ですね。これは元はそういうような形になつておりましたね。その当時は私も關係した会社で経験があるのですが、工場が数府県に分布されている關係上、その府県間の調整がとれないで、もう三年ばかり投げてお

るところがある。それがために取られない間は結構ですけれども、今度は調整がついたら三年分も一まとめにして取られて、非常に迷惑をしたことがあつたので、こういう点に對して、あなたはどういう御主張をなさるについで、どういふふうにお考えですか。

○参考人(工藤友恵君) 只今のお尋ねは、実は、私もとしましてはここに書いてございませうが、納税者が主たる事務所の所在地の都道府県に申告書を出すという方法で一挙に解決したい、こういう意味でございませう。前のほうに少し書いてございませうが、都道府県が一つ押えたら、それでもう解決してもらいたいということなんでございませう。金額がきまつていますから、我々はこの点は納めるものは納めるから、この与えられた基準に従つてします。結局は納税者のほうに迷惑をかけないようにしたい、こういう意味でございませう。

○堀末治君 成るほど。それからもう一つお尋ねいたしますが、不動産取得税に對して、要するに近代化のために新たに設備をするというものの對して、あなたは不動産取得税は絶対に反對だ、その御意見はよくわかりましたけれども、若しそれがあなたがたの希望が容れられないで、不動産取得税が法令として出るということになりましたら、いわゆるこの近代設備に對しては一体どのくらいの処置をすればいいかという御希望がございませうか。

○参考人(工藤友恵君) 私どもとしては具体的にとのくらしいという案を持つておりませんが、例えば一つ、事業税

の、今おつしやつた線のほかに列を挙げまして、今住宅建設のために非常に役に立つてゐるのは恐らく工場、会社等の社宅設備だと思ふのです。この点に對しては、今百万円とか五十万円とかいふものではないものはでございませうが、一つ、それから今おつしやつたような問題に關しては具体的にどこがどうなるという事は、特にフレキシブルな状況から申上げられませんが、相當に工場が腐朽しておるとかこれは何とかしてやらなければならぬじやないか。これは機械のあれでございませうから、そう思うのでございませう。

○堀末治君 これは私なんか事業家ですからよくわかるのですが、設備を要えて、折角新しい設備を入れるという、すぐそれに向つて固定資産税をたぐさんとられるというのは、私自身よく経験して困つておる。それで折角から折角こういうことをおつしやつて頂くのでしたら、何かあなたがたのほうで御意見をまとめて、少くともこの税をどうしても政府がやらなくちゃならぬんだというのなら、こういう措置をとれという御意見を一つまとめしてお出し願ひませんか。

○参考人(工藤友恵君) 私どもとしては実はこれを全廃してもらふことだけを考えておつたので、まあ逆らうわけではないのですが、今おつしやつて頂いた点も更に研究したいと思ひます。

○堀末治君 できるならば、本當に税法審議の途中ですけれども、全廃が可能であれば結構ですけれども、或いはいろいろな情勢でこのままが通るといふことになれば、是非ともそれに對して或る措置を講ずるといふことはな

さらなければならぬと私は思つておる。殊に資産再評価を強制しようといふときですから、これについてはまだ法案が出ませんけれども、私も強くこれらに對する処置は要求してはあつたのです。どんなことになつてそれが政府案として出されるかまだわかりませんが、それらと共に併せて一つそれらのほうの御意見をまとめて至急にお出し願ふことを一つお願いいたします。

○参考人(工藤友恵君) では折角でありませうから……。できれば全廃案のほうに御検討願ひたいと思ひます。

○堀末治君 加藤さん、あなたにお尋ねしますが、実は入場税の国税移管に今あなたも非常に御熱心に御反對でしたが、実はこれは私は与党ですが、入場税と遊興飲食税は地方制度調査会の答申によつてあつたことが考えられました。その当時先ほどあなたがたに触れておられましたけれども、遊興飲食税はあの答申がなされるとき同時に猛烈な反對があつた。税法が政府原案として固まらぬ先ずで猛烈に反對したので、我々もその反對の声を聞いて、これはとても国会を通過する見込みはないからやめたらどうかというのをいろいろと申して遂にその原案を出さなかつた。当時失礼ですけれども、あなた

一九

いことでございます。これは倉庫業の発展から言いますと、恐らく自分て初めから倉庫業を専門にやっているとこは無いと思ひます。或る企業、或いは商売をやつてゐるがたが必要に応じて自分の資産の一部、余剰の一部を以て事業をやつてゐる。それを以て自分の事業の展開をよくするといふやうなことから発達してゐるやうなわけで、これのみを以てしては営業がなか／＼成り立たなかつたからであります。戦後一時戦災等によつて焼失されたものが多かつた、例えば六大都市において接収もされておるといふやうなことで、一時倉庫はいひ言われたことがいつまでも残つておりました、それでこの税金が殖えるといふやうなふうにももたれる。又その当時におきましては、再評価がなか／＼行われておりませんから、自己資本を食ふたやうな工合で、収益率が高いように見られたわけでありまして、これは決してそうじやありませんので、本来が歴史の示すごとく、日本ばかりではないと思ひます。非常に収益性が低いものでありますので、更にこれが固定資産の再評価が強制されるとしますと、殆んど利益がないところが多くなり、殊に奥地における倉庫、これは非常にみにめなものになると存するのであります。

第六に、農業倉庫といふものが非課税であります。農業倉庫も二十八年度の二月には百二万坪を持つております。農業倉庫は主要なもので二百五十社ぐらゐありますが、それで百五十万坪でありまして、農業倉庫はそれに殆んど近い百万坪になつてゐる。その上にそれが非課税であります。それが今ですと全国的に奥地から都市に進出して來てゐる。或いは最近では一流の港湾へ進出せんとする動きがあるやうなわけでありまして、これはなか／＼容易なことであります。ただでさえ非常に収益が低いところへ持つて行つて、非課税である農業倉庫と争わなかつたらんといふことは、これは大変なことでありまして、この点からしても、何とか特例を設けて、倉庫の税金を安くしてもらひたい、こう思ふのであります。

第七には、倉庫の近代化を必要とします。倉庫は海陸の接点とも言うべきところでありまして、これは日本の貿易上どうしてもなくてはならん、やはり必要な設備であります。それでありまして、時代の變遷と共に、或いは港の變遷と共に、或いは東京港にしたつて、だん／＼前進すればそれについて行かなければならんといふやうなことで、近代化して行かなければいけません。要望されておることでもできないのであります。これは当然近代化して行かなければならぬのであります。それが税金が高いためになか／＼できない。固定資産税が課税されることによつて産業合理化に障害を來すといふことになるのであります。又地方税は公共団体から受ける利益に依つて負担するといふのであります。倉庫としましては、自分の生命とも言うべき火事、盗難、或いは震災、或いは嵐の害などに対しては、構造をよくして、そういう被害のないやうにしてゐるわけでありまして、そういう意味からしますれば、地方経費としての或いは消防警察の費用を一銭でも軽くしてお

ると言つても差支えない。そういうやうに考へておられますので、我々としてはその負担を軽減して頂きたい、こう思ふのであります。

第八に、固定資産税の負担は事業税において調整して頂きたい。これは倉庫はその事業として法人税とか事業税等で所得に基く課税を受けておりました。その元はやはり先ほど申しましたやうに、固定資産が備へておるによつて儲けたものであります。更に固定資産税で地方税を負担するといふことは如何にも二重に負担せられておるやうに思ふのであります。事業全体としては過重と思ふのであります。この際におきましては、事業税の税率を引下げるとか、その他によりまして固定資産税との調節をして頂きたい、こういうふうにお思ひます。これを以ちまして固定資産税のことについては終ります。

第二に、動産の取得税に関する要望であります。これは最初に申しましたやうに、もう倉庫の生命であり、これを近代化し、そうしてそれによつて本来の生命を全うしなかつたやうなことが、不動産取得税を課せられることによりまして皆駄目になる。容易に手を解けることができない。そういうわけでありまして、先ほど来申し上げました固定資産税に対するいふ／＼な要望の理由はすべてここに不動産取得税をかけられては困るというところになります。どうかこれは是非不動産取得税は倉庫には課さないやうにお願いしたい、こういうことであります。

何とぞ倉庫の実態につきまして、十分深き御認識を頂きまして、我々の要望の達せられるやう切にお願い申し上げます。

○委員長(内村清次君) それでは次に、全国未亡人団体協議会事務局長山高しげり君。

○参考人(山高しげり君) 寡婦世帯を代表いたしまして、この地方税法中住民税における寡婦控除について要望を申し上げたいと思ひます。

寡婦控除と申しますのは、昭和二十五年に母子家庭の実情に鑑みて設定されたものでございまして、現行は所得額十万円以下免除といふことに相成つております。ところが母子家庭の実情は、母子家庭と申しますのは、子供の年令十八才未満の者を抱えて母親自身が生計を立ててゐるという定義で一応考へられておりますが、二十七年に於ては母子家庭の調査では、母子家庭に該当いたします世帯が六十九万四千六百四十世帯でございまして、それの中余餘のある者といふのは四・一%でございまして生活保護法を受けております世帯が二六・八%、生活保護法を受けておりませんけれども、生活が困難な者が一九・六%、残りの四九・五%といふものがどうにか暮してゐる者、こういうふうな内訳になつておるのでございまして、二十五年から二十七年を經過いたしました二十九年の今日でも、母子家庭の実情といふものはやはりこの数字と余り違ひませんので、大半が依然として困つておるといふ実情でございまして、それにつきまして、公務員ベースといふやうなものは二十五年に六千三百円ベースでございまして、それが、現在は一萬五千四百円に引上げられておる。これは諸物価等の値上りなどを考

えられて引上げられたものと思ひますけれども、農業とか、或いは自由業、その他一般の公務員でないやうな世帯においてはそれほど収入といふものは上つておりません。而も物価の値上りは同じやうに影響しておりますので、依然として母子世帯が困つておるといふ現状であります。それにつきまして、二十五年に十万円以下は免除と、折角寡婦世帯の困窮状態に即応してこの寡婦控除の道を開いておるのでございまして、物価の値上り等に伴つたこの控除額の引上げといふものをお願いしたい。で、一応私どもは十万円の現行の額を二十万円に引上げて頂きたいという要望を持つております。衆議院のほうでは、十三万円とか十五万円とかといふやうなお話も出たさうでございまして、私どもは二十万円を要求いたします理由は、十二万円にして頂いても、十万円の控除から余り大して新しき軽減されるという割合がそう大幅にはみられないといふ見通しを持つております。それで十五万円から二十万円ぐらゐの間に引上げて頂くと、初めて大變潤つて助かるといふやうな結果を取ることができるようになると思つております。昨年母子家庭に對しまして、母子福祉資金の貸付等に関する法律を御制定頂きまして、年間約十五億の資金貸付をみておるのでございまして、その十五億のお金を活かして更生して行こうと努力をしておるやうな母子家庭は大体十五万円から二十万円ぐらゐの年収の人から考へても、苦しいこの人たちのために、物価も上つておる今日、

公務員ベースも引上げられておる今日、それに並行して寡婦控除の限度額というものを引上げを願いたいというの、私の要望でございます。

○委員長(内村清次君) それでは全国古書籍商組合連合会代表河野貞三郎君。

○参考人(河野貞三郎君) 古書籍連合会の河野でございます。私は古書籍を初め自分では新刊の書籍、雑誌並びに教科書等、書籍全般について扱っておる業者でございますので、そういう立場から書籍販売業者に対する非課税の問題について最初に御意見を申し上げたいと思っております。

皆さんすでに御承知の通り、国税地方税を問わず、この税負担の公平というところは、これは課税上の原則であると思っておりますが、今日の現行法の事業税並びに現在改正法案に提示されておるところの事業税の内容を見ますならば、そこには幾多の矛盾があると思っております。先ず第一に、事業税は商工業者だけが二重に払うところの税金でありますし、又その内容におきまして、業種によつて税率が違ふとか、或いは非課税が適用されておるとか、或いは個人と法人との相違があるとか、税額の相違があるとか、税負担の相違があるとか、こういう点はすでに言ひ古されておるほどこれは明瞭な問題でありまして、皆さんがたすでに十分にこの点につきましてもお考を願つておるところもあるわけでございます。又私も業者の側いたしましては、一昨年度よりこの問題が大きき取上げられまして、全国の中小企業の各団体は昨年度におきまして

は、数回に亘つて東京に大会を持ちまして、初めに撤廃を要求し、漸次現在におきましては、撤廃又は大幅な改正というようなことを要望しておるところの現状でございます。こういう中

で、殊に今回の改正税法におきましても、第八十条でございますが、そういうところを示されておるところを見ますと、やはりここに非常にこの業種内におけるところの露骨な差別が存在しておると思つてございまして、と申しますのは、いわゆる出版業に対する非課税の問題でございますが、これはたしか一昨年度つと記憶するのでございしますが、国会におきまして、出版業者の従来の営業税の時代のことと関連いたしまして、非課税になった。その課税になったのでございしますが、今日では教科書の販売業者に対して又課税を復活するというようなことが言われておつたわけでございます。先日衆議院の地方行政委員会におきまして、或る先生から、何故この出版業に対してだけ非課税にして、教科書の販売業者や或いは新刊の販売業者、古本業者等に対しては非課税にしないかという質問があつたのでございしますが、それに対して奥野税務部長は、出版は従来から古い伝統を持つていて、そうしてこの日本の文化の普及に貢献しておると、こういうことが理由として挙げられておるのでございまして、そういう点が若し理由として非課税措置が講じられるといたしましたならば、私も古本業者は長い間の伝統を以て、そういう日本の文化の推進にささか貢献して参つたと考えておりますので、その点からもうしても今議院におき

まして、そういう出版を非課税にしたと同じ理由を以ちまして非課税に取扱つて頂きたいと考える次第でございます。そうして又それと関連いたしまして、新刊の販売業者、殊に教科書販売業者が、今回課税を復活するということとに對しましては、これはどうしても私も反対し、従来のことく非課税を継続して頂きたいことを改めてお願い申し上げたい次第でございます。この点につきましましては、お手許に配付いたしてございまして参考資料に詳しい点で、統計資料等もつけてありますので、是非よくごらん頂きまして、御研究をお願いしたいと思います。御研究。又、私も書籍商であります。やはり何といたしまして、私も、私も中小企業の、殊に弱小企業の一人でありまして、組合といたしまして、そういう立場からつとこの自分たちの非課税問題ばかりでなく、全中小企業、殊に零細企業に対する事業税の問題につきましまして、絶えず関心を持つて参つておるわけでございます。そういう点から考えまして、私もこの自分の業種に対する非課税は当然といたしまして、更に全業者に対する事業税の問題についての御意見を申し上げたいと思つてございします。

府県税の大体総額の三分の二は、事業税収入によつて賄われていると思つてございしますが、この府県財政の大半は私も零細商工業者だけが負担せしめられておるといふ結果になつておると思つてございします。殊に現在のような不況な状況下におきましては、すででは税負担は、限界に達しておるのではないかというふうに考えられます。それがために先ほども申しましたよう

に、全国の中小企業、殊に零細な商人、工業者が昨年以来真剣にこの事業税撤廃並びに軽減を叫んでいるということは、こういう点から来ていると思ふのであります。そして従来事業税は公益的な物税だと言われております。そして、併しながら実態は所得課税、つまり従来収益課税が行われております。このために所得税と合せて、歴史的な二重課税になつておることは先ほど申し上げた通りであります。これに對しまして、新設の予定されておりますところの道府県民税或いは市町村民税を加えますならば、我々商工業者は将来更に二重の、つまり四重の税の負担に苦しまなければならぬというところが考えられるわけでございます。ところがこういう点では是非ともお考え願いたいと思つてございします。先ほども申し上げましたところの法人組織の場合におきましては、この事業税を一銭も払わなくても済んでおる事実がたくさんございしますし、又今後もあり得ることだと思つてございします。勿論中小法人におきまして、税が安いというふうには考へておりませんけれども、私も個人営業者と比較しました場合におきましては、一方におきましては、荷車等を引いて八百屋をやつておるような極めて気の毒な人々にも、或いは靴の修繕だけをやつておる、一人でこつこつと一日何ほどの収入もないような靴屋さんに対しては、相当多額の事業税がかかつておるのに、法人の相当立派な店舗を設けて、或いは事業をやつておる人に一銭も税金がかかつて来ないという実情があるのでございまして、これは要するに法人に對しましては、赤字決算の場合には一銭も払わ

なくてもいいことになつております関係がこういうふうな事実となつて現われておるのでございします。併しなから私も零細な業者に對しましては、これは私も、幾ら税務当局に對しまして突進しても、明白な答えは聞けないのでございします。個人業者に對しては、物税だからという意味合いにおきまして、扶養控除も勤労控除も無視されたような、非常に多額の、勿論生活費に食い込むところの課税が、事業税の課税がなされておるわけでございます。従いまして、以上のようなふうに見て参りますならば、この事業税法というものは、私も業者でございします。税法の理論というものは詳しくはございせんが、理論的にも又實際的にも非常な矛盾があり、課税の標本になつておるのではないかと云ふに考えられるわけでございます。従つて現行事業税法につきましまして、これは直ちに撤廃いたして頂きまして、新たな見地に立つて府県税のようなものを考へて頂く必要があるのではないかと、これは私個人的な考え方ではなく、今全国的な事業税の対策の運動をやつておりますところの全国事業税対策協議会、その他の全国的な団体がございますが、大体同じような考えを持つておるわけでございます。ところが私も最近聞いたところによりますと、市町村会関係におきまして、或いは道府県の知事さんがた等の団体におきまして、こういうような業者にだけ不当に課税されるような事業税というふうなものをやめて、そして別に所得税の附加税というふうな形で以て一本にして税をかけたかどうかという

ような御意見があるそうでございす

が、これは尤もなことだと私も思うわけでございます。併しながらその際注意して頂きたいと思ひますことは、若しきようなるふうになるならば結構と考へるのですが、その際にもつと注意して頂かなければならないことは、やはり何と言つても、そういう税金の場合には明らかに大勢の人々、つまり大衆課税的なものでございまして、この税率は極めて低額でなければならぬと思ひますし、なお又基礎控除等は相当大巾のものでなければならぬというふうな考へられるわけでありまして、この点殊に新設法の創設に當りましては御注意を頂きたいと思ひわけでございます。又仮にこういうふうなことができませんで、現行の事業税法或いは改正事業税法がそのまま大体において通過するといふふうな考へられまう場合には、やはり何と言つても零細な業者を救済する意味におきまして、基礎控除を少くとも三十万くらいまでは上げて頂かなければ、我々商工業者は生きて行けないということを一つ御承知おきを願ひたいと思ひわけでございます。

それから零細業者で、最も大きな問題は、自家労賃を認めて頂きたいというところでございまして、つまりお勤めのかたならば、月給に四敵するところの部分の収入を、これは当然食つてしまふ生活費の基礎になるものでございまして、こういうものには課税しないで頂きたい、こういう点でございまして、それから今度の改正案におきましても、基礎控除が七万円、本年度におきましては六万円でございますが、こういうふうな発表されてございます。

以上、申上げることが十分意を尽しませんが、私それに関連してお伺ひしたいのですが、大体扶養家族というのは一人、二人の場合を例にとつてありますが、どのくらい扶養家族があるのか、伺ひます。

○参考人(山高しげり君) お答えいたします。母子家庭の子供の数が二人と、二人半とまでは行かないのです。局扶養家族は二人以上が一番多いのでございます。

○若木勝蔵君 そうしますと、これは控除額を仮に二十万ということにいたしますと、この表から推定いたしました、殆んどが非課税になるという形になるのですか。

○参考人(山高しげり君) この殆んどが非課税になるとは、実はその母子家庭の生活実態調査というものがございまして、その中から、基礎になる資料がございまして、殆んど非課税になるかどうかというところは、私としては今はつきりお答えはできないのでございまして、非常にまあ二十万に引上げて頂くと、助かる家庭が非常に多くなるということは、私どもも大体わかつております。

それからもう一つ先ほど申し落したのでございますが、厚生省の児童局におきまして、この二十万円まで引上げてもらいたいという要望を税制調査会にしておられるようでございます。

○堀末治君 あなたにお尋ねしますが、倉庫業の苦しいのは大抵よくわかるのですが、それでこの倉庫業というものは他の事業に比べて要するに土地、建物が主体だから、普通と同じ率ではなか／＼税負担が過重になる。これはまあよくわかるのですが、然

りますが、私それに関連してお伺ひしたいのですが、たの御希望でございますか。例えば減税を行ふならば、何%くらい引いてやつて欲しいという御希望がありますか。

○参考人(矢崎邦次君) 最初に倉庫税というものを創設して頂きたいということですね。最初申し上げたように、ど／＼土地、建物の評価が上つて行つてしまつと、そんなうでございまして、固定資産税の課税標準は土地、建物価格の二分の一にして、そうしてそれによつて軽減して頂けるようにして頂きたい。この一・六%とか、そういう何は、これを下げて頂ければ、これも一つの方法ですけども、我々としてはそういうふうな倉庫の特色をよく取入れて頂くには独立税にして頂いて、そうしてそういうふうにして頂いたならば、ここに下つて来るこのめどがつかのじやないか、こう思つております。

○堀末治君 もう一つお尋ねしますが、これは倉庫業というものは何ですか、余り資産再評価をやつておりませんか。

○参考人(矢崎邦次君) この間東洋経済に最近の何が出ておりますが、これは或る二、三社の何でございまして、けれども、やはりこの本来が収益が少いだけに、大きい所でも余りやつておりませんですね。この間のは何か再評価できる範囲……五〇%か六〇%という程度でございまして、一番いいところで、ですから収益が少いから、税金が払えないから、余りやつてないので

都某区の区民税事例というものがあ

○委員(内村清次君) 委員のかたがたにちよつとお願いいたしますが、去る二十七日に公聴会をやりました際に、全国旅館組合連合会の代表のかたがたの公述意見の中に、重要な点の公述が間違つた公述がなされておる、これを是非訂正させて頂きたいというこの申出が来ております。で、この点に對しまして、今日参考人として、佐々木徳太郎君からその訂正の意見を申述べさせるといふことが一つ。

それから運輸委員の稲竹委員から、委員外発言の申出がなされておりますが、これをどういたしましょうか、両方ともよろしくございしますか。

○委員(内村清次君) それではそのように取扱ひます。

それでは委員のかた／＼から御質疑がございしましたら。

○若木勝蔵君 山高さんに伺ひたいのですが、先ほどの陳述では控除額を少くとも十五万以上二十万程度にして頂きたい、こういうお話がありました。が、そうしますという、ここに東京

益が少いからやれないという、一層
今言つた資本の食いつぶしになるとい
う形になります。資産再評価をすれ
ば、それに応じて当然償却は認められ
るわけですね。償却もしないで配当し
ておつたら、結局今言つたような墓穴
を掘るという形になるのじやないです
か。

○参考人(矢崎邦次君) それは先ほど
申し上げましたように、税金を払うだけ
の収益があれば税金を払えないでし
よう。税金は今まで、今度の何は別で
すが、今までの第二次、第三次におい
ての、再評価やりますれば税金を払わ
なくちやならない。税金を払うだけ余
分に儲けなくちや再評価することはで
きませんのです。それから更にそれ
に對して償却をやらなければならな
い、償却はやはり損益勘定から出すわ
けですから、それだけの見込がなければ
ば、やつたら赤字々々ですね。それほ
どにその収益が大きくないのです。
一、二ありますけれども、全体に言つ
たら少い。

○堀末治君 全体的に言つたら、全体
的に配当はいたしておりますか。
○参考人(矢崎邦次君) 配当は、再評
価するような所は相当一応は三割ぐ
らいやつております。今は一割五分な
りずつと減つてゐるでしようが、それ
ですから再評価は勿論……全部から言
いますと千ぐらゐるのですから、倉
庫業はあるわけですから、いろいろな
立場で、これは実に統計的にやるに
は、なか／＼そういうふうに一律にこ
れを出さなければ真実を捉えられない
かも知れませんが、それですからい
ろいろ区々であります、およそのとこ
ろを申し上げます、今申し上げましたよ

うに古いところでは案にやるんだけれ
ども、新しいところ、或いはこういう
ふうな戦後のいろいろな打撃を受けて
業績が上らないというところは償却を
やらない。場合によると、株式市場の
いろいろ／＼ななによつてつり込まれ
て、今お話のように一部資金を食つた
といふことになりましてですね。そして
又幾らかなりとも一時倉庫はいい、い
いといふものでも、それから、いろいろな関
係でそれにつり込まれたというやうな
ところがありますね。その結果は一
部資本を食つてゐるというわけです。

○伊能繁次郎君 ちよつと山崎さんに
お伺ひしたいのでございます。先ほど
農業倉庫との関係で触れられたように
倉庫の進出が逐次出て来て、一般沿岸
倉庫を圧迫しておるといふ、非課税そ
の他の特別な恩恵のために圧迫をして
おるといふ現実の例がございましてし
やうかね。

○参考人(矢崎邦次君) 港灣倉庫、一
流の港灣倉庫と先ほど申し上げました、
それにいられたんじや到底やつて行け
ないのですから、併しそれは農業倉庫
のあれには村とか本場の農村にあるの
と、それから連合会とかああいふのが
ありますね。そういうところへ出よう
というのは恐らく高い組織の連合会、
そういうところのようになっています。こ
れは非常に問題になつております。我
我としても死活の問題になつておりま
す。そうでない現実困つておるの
は、只今相当大い大口の都市ですね。
港灣に接してない都市、そこは市
に農業倉庫がないわけですから、その
の近くへそういうふうに進出して営
業倉庫と競合してゐる。そしてこれは

非常に困つてゐる。現実にはそういうこ
とについては我々今まで非常に陳情し
ております。例えば岐阜県あたりそれ
の適例でございますね。
○秋山長造君 河野さんにちよつとお
尋ねしたいのですが、全国二千七百四
十八人という業者ですね。このうち東
京がどのくらいありますですか。
○参考人(河野貞三郎君) 東京が現在
八百七十何名でございます。

○秋山長造君 これは純然たる古本だ
けですか。よく古本とそれから新本と
両方扱つてゐるやうな店が神田あたり
にあるやうに見受けるのですか。
○参考人(河野貞三郎君) この数字は
全体の業者でございます。新本を兼業
しておるものも……。

○秋山長造君 それも入つておる……
○参考人(河野貞三郎君) ええ、大多
数新本を兼業しておるものも入つてお
ります。一見新本屋のやうな形で古本
屋を営業しておるやうなものも含まれ
ております。

○委員(内村清次君) ほかにござい
ませんか……それでは有難うございま
した。

○委員長(内村清次君) 次に全国旅館
組合連合会副会長佐々木徳太郎君。
○参考人(佐々木徳太郎君) 佐々木で
ございませう。過日我々業界の代表の公
述をいたしまして、重ねて貴重な時間
をお与え下さいまして、発言の機会を
お与え下さいましたことにつきまして
厚く感謝を申し上げます。又遊興飲食税
につきましては、参議院を初めといた
しまして、衆議院の先生方の御理解を
頂きまして、地方税に何されることに

なりました。これ又我々業者は深く感
謝申し上げておる次第であります。
本日、過日公述いたしました要旨を
拝見させて頂きまして、いささか旅館
の点におきまして、御理解得なかつた
点があるのではなからうかと考へ
まして、甚だ失礼でありましたがこの
機会をお願い申し上げた次第でございま
す。旅館はいまでもなく戦時中にお
きまして、一種の悪税とも言われたの
であります。当時の国情に基きまし
て、私も国家に協力いたしまして
て、この税金を納めることに甘んじて
参りました。その後たび／＼相当の地
位にある立場のかたから、本税は悪税
である、廃止すべきであるといふこと
を常々申し聞かされて参りましたので
ありますが、さて突如問題になりました
と、予算の関係等によりまして、いつ
もこの税が貴重な財源のためか、我
々の主張は通ることができない。誠に
残念に考へておつたのであります。時
間もないので簡単に申し上げますと、特
に私どもが過般の公述の席におきまし
て、一泊七、八百円程度ならば非課税
として頂きたいといふことを希望条件
としてお願いしておるのであります
が、この七、八百円と申し上げますの
は、宿泊料が少くも千五、六百円であ
りまして、その泊り料の、宿料という
意味であります。いうまでもなくこの
遊興飲食税は遊興という面と飲食とい
う面と及び寝泊りする面において三つ
に區別して課税するべきが当然であろ
うと私は考へておるわけでありませ
う。そういたしますと、少くとも衆参両院
の先生方が地方に出られまして、そう
してお泊りになる料金というものは、
決して贅沢な料金では私はないと思

のであります。その程度の宿泊料を対
象とせられまして、私どもが少くとも
八百円程度の宿料というものを外して
頂きたいと、かように考へておるので
あります。なぜそれでは今までこうし
た問題が皆さんに御理解を得なかつた
のかと申しますと、私どもはこの税金
が地方の事情によりまして諸負課税で
あつた。責任納付制であつた。さう
な意味から支払いになるお客さんの面
からは、税金を払つておるのやら払つ
てないのやらということがはつきりい
たしません。むしろ私どもが申上げる
よりも泊られるお客様からこの線を強
く主張されるのが当然じやなからう
か。今回この問題につきまして、各先生
方を歴訪いたしまして説明申し上げます
と、どうも旅館に対する税金はむしろ
金座すべきだといふお声をたび／＼頂
戴するのであります。私どもは現在の
国家財政の面からいたしまして、我々
も国民の一人といたしまして、例えば
遊興、例えば飲食、その他の面も考慮
いたしますときには、むしろさうい
う横、ここによつて私らは国民の義務を
果たすべきである、こう考へまして、取
りあえず寝泊りする分までも税金を納
めなければならぬやうな苦衷にある
のであります。何とかこの線をこの
機会に外して頂けないか。そうして我
我をして明朗な家庭の延長であるとい
ふ旅の使命を果して頂きたい。
かように考へまして、実は本日お願い
に來た次第でございませう。時間もあ
りませんので、大体要点だけ申し上げま
して、本日お願いに代えたいと思いま
す。

○委員長(内村清次君) 御質問ござい
ませんか……。それでは植竹委員。

第三部 地方行政委員会会議録第十六号 昭和二十九年三月三十日【参議院】

○委員外議員(植竹春彦君) 今回は運輸委員会から自動車税の問題につきまして、委員各位の御審議の御参考にお願いいかたゞ伺つた次第でございますが、発言を御許可頂きましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、一兩日前に当委員会におかれまして公聴会をお開きになり、その際にこの自動車税の問題に関しまして、伊勢田参考人より陳述いたしました詳細を私は傍聴いたしましたので、その重複を避けまして、重複せざる部分につきまして、皆さまのお耳に達したいと存じます。先ず、乗合自動車の自動車税に關しまする件につきまして、政府の地方税に關する参考計數資料、当委員会に提出されましたその資料のうち誤つてゐる点があると存じますので、参考のために運輸委員會のときに地方自治庁の政府説明員、或いは政府委員でありましたかに質問いたしましたところが、その誤れる点をお認めになりました。従いまして、その点につきまして、再度當委員会において私から発言いたしまして、皆さまの審議の御參考に供し、この誤れる点を是正して御審議を進められれば誠に幸いと存じます。さようなわけで、その數字を申し上げますと、觀光の車両數として五百二十七台と資料に載つておりますが、これは二千台漏れております。二千五百二十七台が運輸省に登録せられました正式の車両數になつております。従いまして、この稅收額が一億五千萬円となつておりますけれども、これは一億二千六百三十五萬円の誤りであります。従いまして、パスの稅收額總計は五億一千四百二十三萬八千円となつておりますので、大分數

字が違つております。今回バス業界のほうから修正を希望し、又我々が委員の立場で検討いたしました結果、私たちの考えではこれは四億六千七十三万三千円というふうに税金が安くなりますれば、誠に仕合せだと存じます。その減額の基礎であります税額の単価につきましては、後ほど申上げることにいたします、合計額をさように修正御可決になりますと仮定いたしますれば、そこに五千三百五十万円の

あります。私たちといたしましては、これは減収のままで予算の關係上非常に困るわけだと思いますので、その穴埋めを考えて行かなければならない。幸いにこの穴埋めはまだほかに政府厚案のほうに数字の違つた点がありますので、その税額を五千三百万円からの減額をして頂いたとしても、この穴埋めは容易に行われるものと、こういうふうに考えておりますので、どういうふうに穴埋めが行われて行くかということを御説明申し上げたいと思います。

即ち、政府は二十九年度の見込数を、昨年十一月末の運輸省の登録車両よりもそれ／＼ハイヤーは一三％、トラックは一〇％、バスは九％、小型車は四〇％増と見ておるのにかかりませず、ひとり軽自動車、デゼルその他、の軽油を使います自動車についての現在の登録数より二四％の減少を見ておることは、その理由が了解しにくいのであります。これを昨年十一月末の登録車数に税率の千七百円をかけますと、四億八千八百三十万三千元となり、政府見積りよりも明らかに一億一千五百十五万六千円余計

に収入があることになりました。だからバス部門で先ほど五千三百五十万円税額が少くなると申上げましたけれど、右のような事情で、このまま参りましてもお六千六百五十万六千円余計に税金が徴収できることになるわけでありますから、この際私たちの皆さまでに希望をお願いいたしておりますこの税率の減額をやつて頂いても、十分政府原案以上に税収額が取れるわけであります。

それは、現任民間に特殊用途の車といたしは、現在民間に特殊用途の車といたしまして、これは特殊用途と申しますと、例えば救急車とか、宣伝車、霊柩車、或いはトレーラーでありますがこの特殊用途の車といたしまして、自家用、営業用も合せて四千八百九十三台ある。これに対しては何ら税収をこの政府原案には見込んでおらないのであります。その理由を地方自治庁のはうのかたに伺えれば結構だと思ひます。これは直ちに私の委員外の発言に対しまして、答弁は必ずしも必要と考へないものでありまするが、委員各位に

おきますする御審議の途上、これは是非とも皆さまを通じて地方自治庁のほうから納得行く御答弁を得れば幸いと存じます。我いは又政府は靈柩車などけつトラツクの中に入つてゐるといつたような御答弁があるかも知れませんが、これも、これは普通トラツクと申しますと、税率がこの普通のトラツクと靈柩車とは違つてゐるように思ひます。そういういたしますと、この宣伝車など一休どの部分に入つてゐるのであらうか、というふうな疑問が起るのみならず、それらの税率をも合せてこの地方自治庁のほうの御弁明を伺いたい。さよ

に考えるのであります。この点は十分委員各位におかれまして御検討を願いたいと思います。

結論から申しますと以上の様な錯誤が原案中にございますので、この錯誤という点を考えますと、税率を下げて頂いても、所期の税収額の目的を達する、かように考えますので、この自動車税に對します減額御審議方を皆さんにお願ひいたすような次第でございます。それならばどういふうに減額して頂きたいかと申しますと、それはすでに一覽表の上に、或いは又業者のほうから適切な陳情書がお手許に届いておりますので、結論だけを申上げますと、僅か一年前昨年の三月にはこのガソリン車、軽油車共に一万円ぐらゐの税金であつたものが、今回の政府原案によりますと、一般のガソリンによりますバスは一萬四千元、ところが軽油車に至りましては三倍から五倍まで税額が急によつております。去年の三月に一萬円であつたものを急に五倍からの税金を取る。尤も急と申ししましても、昨年の八月に一萬円が二萬五千元になり、更に今回五万円になりますのでありますから、二段階ではありますけれども、たつた一年間の間に五倍も税金がかつてしまふということも、余りにも急激な課税の方法であるというふうに考えまして、こういつたような激しい課税というものは今日までまだその殆んど前例がございませんで、この点業者としては非常に困るわけで、業者が困れば従ひましてそのバスの料金を上げなければならぬ。バスの料金を上げればこれが一般大衆に非常に御迷惑になるということになります。若しこの監督官庁がバスの料金を

を上げることと認めいたしました。そんなような場合には、やがてはバス業者は苦しいからそれがサービスの上に不良なサービスとなつて現われます。かくては部品の取替も十分に行われず、事故の因ともなりますし、又逆の一般の不便という点から考えましても、どうしてもこの点はバス業者のサービス低下ということは防止して行かなければならぬ。こういつたようなジレンマに陥りますので、どうしてもこのバスの料金につきましては御再考を願いたいと存する次第であります。殊に観光貸切用のバスにつきまして非常な値上がある。観光貸切バスのうちのディーゼルを使います、軽油を使います車につきましては非常な値上りがあるということ、これは、この点ももうすでに参考人から公述いたしました通りであります。これは一体どうしたわけであるかということ、この公述人と重複いたしません立場から一言申上げますと、この観光バスというのは非常に見たところがあの通り赤、青、白、色とりどりの非常に派手な色彩を持つて、而も全国の中心地、政治の中心地であるこの国会の周りを数万台が圍繞いたしております。このような派手な車が圍繞いたしておるために、どうしてもあの観光バスに課税することは非常に儲かつておるんであるうといつたような観点から非常に課税の対象となりやすい。こういう点はそうでなく、是非ともこの観光事業の本質に立返つて御検討願ひまして、例えば観光バスというものは物見遊山というものは極く一部であつて、その八割というものは学生、生徒の見学のためである、知識見聞を広めるために使用されておるといふ点にも鑑みて頂き

十四年五月地方税法の一部改正により事業税は従来の所得(純益)課税から外形標準課税に改正されて以来一般事業に比較し差別的高率課税となつたため、事業者は事業の低率な収益状況下にその過重負担を忍びざるを得ない実情であつたが、今回税制調査会において答申された税制改革案による外形標準課税制度の全面的撤廃は、事業者の経営の合理化ならびに諸税の重課軽減と相俟つて資本の蓄積による企業の健全化のため最も喫緊事であるから、本制度を撤廃し事業税を所得課税に改正されたいとの請願。

第一八八八号 昭和二十九年三月十二日受理

水産業協同組合共済会の地方税非課税措置継続に関する請願

請願者 東京都千代田区麹町一ノ二全国水産業協同組合共済会内 横田象三郎

紹介議員 小林 政夫君

水産業協同組合共済会は、水産業協同組合法第六章の二の規定により設立される非出資の法人であつて、現在地方税は全面的に非課税となつてゐる。しかるに、この度国会に上程された地方税法の一部を改正する法律案によれば、本共済会是一般の水産業協同組合と同格に扱われておらず、非出資の水産業協同組合の受けてゐる非課税の措置は全く適用されてゐないため、全面的に地方税を課税されることとなつてゐる。このような取扱いの変更は、理解に苦しむ措置であるから、従来通り非課税の取扱いを継続できるように右法律案の修正措置を講じられたいとの請願。

願。

第一八七八号 昭和二十九年三月十二日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 三重県宇治山田市宮後町五六ノ三南勢運送株式会社取締役社長 丹村憲治外二名

紹介議員 前田 穰君

今般政府に答申された税制調査会の税制改革案によると、トラック運送事業は、一般企業同様法人税、事業税等が軽減されることとなつたが、ガソリン税、自動車税等が引き上げになるため、トラック運送事業者にとつては反つて増税となる矛盾した結果が招来されるから、自動車は税法上認められた事業用償却資産であることを勘案され、自動車税を財産課税の一環として固定資産税と同率課税に改め、普通車(トラック)の標準税率を一台年額六千円程度に軽減せられたいとの請願。

第一八七九号 昭和二十九年三月十二日受理

バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願

請願者 福井市御園町一二福井県バスタークシー協会内

紹介議員 堂森 芳夫君

最近聞くとところによると、運送業のうちバス事業に対しては今後引き続き外形標準課税形式を採用するよとしてであるが、これは全国バス事業者にとつてこの上ない不幸であるから、バス事業が

現行地方税法の孤島に取り残されることのないように、是非とも昭和二十九年年度以降他の運送業と等しく先般の税制調査会の答申案通り所得課税に改められたいとの請願。

第一八八〇号 昭和二十九年三月十二日受理

地方税軽減に関する請願

請願者 東京都文京区新藤訪町一三クリーニング商工業協同組合内 坂本義房外五十五名

紹介議員 加藤シヅエ君

今次の行政改革の一環として行われる地方税制の改正に当つては、クリーニング業が一般的に中小商工業と違つて、特別の支出負担と大衆の消費経済に直接影響を及ぼす特殊な事業性に鑑み、本業における地方税各税の軽減を図る必要があるから、(一)特別所得税を事業税に統合すると否とを問はず、本業における個人および法人ともに標準税率を百分の五とすること、(二)中小企業等協同組合法により設立された法人の所有する小型四輪トラック、三輪トラック、二輪車は非課税とすること、(三)市町村税固定資産税のうち、一般償却資産の免税点を現行三万円から三十万円に引き上げること等の実現を期せられたいとの請願。

第一八九〇号 昭和二十九年三月十二日受理

バスの自動車税軽減に関する請願

請願者 岡山市東田町八四石津龍輔

紹介議員 江田 三郎君 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一八九一号 昭和二十九年三月十二日受理

バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願

請願者 岡山市東田町八四石津龍輔

紹介議員 江田 三郎君 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八九二号 昭和二十九年三月十二日受理

地方税法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡渋川町長 佐藤力外二十三名

紹介議員 大和 与一君

地方税制の改正案はすでに国会に上程の運びとなつてゐるが、該案中市町村民税を分割して約二十五パーセントを県民税とすることは、市町村の自主財政の原則を破壊に導き、その上徴収を市町村に依託することはその事務を複雑化し改正の精神に反するものである。またたばこ消費税はその課税基礎を価格制にすることなく従量課税制する等につき再検討を加え、これらを是正せられたいとの請願。

第一八九六号 昭和二十九年三月十二日受理

固定資産平均価格引下げに関する請願

請願者 群馬県北群馬郡渋川町長 佐藤力外二十三名

紹介議員 大和 与一君

本年度自治庁から県を通じて各市町村に指示された固定資産の平均価格が、昭和二十七年当初の平均価格を単に地方の条件的指数のみによつて基準としたため、群馬県は他県に比して、全般的に高額で、特に田の平均価格においてははなはだしいものがあるから、本県の貧弱な総合的経済力、特に連続的災害にあえぐ農家経済の担税力等を考慮して、適正なる評価基準を再検討し、低額修正の措置を講ぜられたいとの請願。

第一九〇四号 昭和二十九年三月十三日受理

バスの自動車税軽減に関する請願

請願者 島根県松江市北松江一畑電気鉄道株式会社代表者 山本孝吉

紹介議員 小淵 彬君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一九〇五号 昭和二十九年三月十三日受理

バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願

請願者 島根県松江市北松江一畑電気鉄道株式会社代表者 山本孝吉

紹介議員 小淵 彬君

この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九一三号 昭和二十九年三月十五日受理

地方税軽減に関する請願

請願者 広島市中区中町九七三広島クリーニング組合

連合会内 木村周次郎

紹介議員 山下 義信君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同等である。

第一九一四号 昭和二十九年三月十五日受理

地方税軽減に関する請願

請願者 長崎市若川町三〇長崎

県クリーニンク協同組合 理事 浦川清蔵

紹介議員 西岡 ハル君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同等である。

第一九一七号 昭和二十九年三月十五日受理

バスの自動車税軽減に関する請願

請願者 名古屋市中村区笹島町

一ノ二三中部乗合自動車協同組合 千田憲三

紹介議員 山本 米治君 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同等である。

第一九一九号 昭和二十九年三月十五日受理

バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願

請願者 名古屋市中村区笹島町

一ノ二三中部乗合自動車協同組合 千田憲三

紹介議員 青柳 秀夫君 山本 米治君

この請願の趣旨は、第一八七九号と同等である。

第一九二二号 昭和二十九年三月

十五日受理

国庫納付金制度廃止に関する請願

請願者 奈良県知事 奥田良三

紹介議員 一松 定吉君

自転車競技に伴う国庫納付金の廃止に對し、業界の一部において特殊法人を設け、地方団体から国庫納付金の相当部分に当る額を支出させたい意向があり、通産省当局においてもこれを支持する動きがあるよしであるが、本競技開始以来の地方団体の要望がようやく実現しようとする際、特に地方財政の危機に直面している現在このような動きはまことに遺憾であるから、国庫納付金相当分は完全にこれを地方団体に移管されるよう善処せられたいとの請願。

第一九二四号 昭和二十九年三月十五日受理

遊興飲食税の一部を市町村に還元するの請願（三通）

請願者 大分県日田市市長 岩尾 精一外二名

紹介議員 鶴見 祐輔君

市町村の自治強化のための最大の障害は、財政基礎の薄弱にあり、中でも観光事業を推進するために各都市とも窮乏せる財政からばく大な金額を支出して観光客を誘致しているにもかかわらず、これに対する助成がほとんど考えられていないから、観光都市の財政基礎確立のために都道府県税である遊興飲食税を徴収した市町村にその税額の五十パーセントを還元する措置を講ぜられたいとの請願。

第一九二八号 昭和二十九年三月十六日受理

バスの自動車税軽減に関する請願

請願者 名古屋市中村区笹島町

一ノ二三名古屋鉄道株式会社愛知乗合自動車協同組合 千田憲三

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同等である。

第一九二八号 昭和二十九年三月十六日受理

バスの自動車税軽減に関する請願

請願者 名古屋市中村区笹島町

一ノ二三名古屋鉄道株式会社愛知乗合自動車協同組合 千田憲三

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同等である。

第一九三三号 昭和二十九年三月十六日受理

選挙違反の連座制強化に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬二ノ八五 山高しげり外三千六十名

紹介議員 赤木 正雄君 鶴見 祐輔君

政界汚濁の根源が選挙の腐敗に存する実情にかんがみ、選挙を公明にしもつて政界の浄化を期するため、公職選挙法における連座制を強化し、選挙運動に關してその運動関係者から買収、きよう広等の悪質違反者を出した場合は、事情の如何を問わず候補者はこれに連座してその責任をとらせ、選挙権被選挙権の長期停止となるよう公職選挙法を改正せられたいとの請願。

第一九三五号 昭和二十九年三月

十六日受理

地方税軽減に関する請願

請願者 仙台市柳町五八宮城県

クリーニンク協同組合 理事 大岡進

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同等である。

第一九三六号 昭和二十九年三月十六日受理

地方税軽減に関する請願

請願者 神戸市須磨区千歳町一ノ五兵庫県クリーニンク協同組合内 松尾富

紹介議員 赤木 正雄君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同等である。

第一九三七号 昭和二十九年三月十六日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 三重県津市羽所町一五六日本通運株式会社津支店內 長谷川準三

紹介議員 高木 正夫君

この請願の趣旨は、第一八七八号と同等である。

第一九三八号 昭和二十九年三月十六日受理

貨物自動車運送事業等の事業税の外形標準課税撤廃に関する請願

請願者 三重県津市羽所町一五六日本通運株式会社津支店内 長谷川準三

紹介議員 高木 正夫君

この請願の趣旨は、第一八七七号と同等である。

第一九四五号 昭和二十九年三月十六日受理

入場税の国税移管反対等に関する請願

請願者 大阪府西區土佐堀一ノ一六 鈴木五郎外二千三百九十五名

紹介議員 須藤 五郎君

今回政府は、地方税法を改正して入場税を国税に移管しようとしているが、もしこれが成立するならば地方財政並びに地方自治を害するばかりでなく、徴税はますます強化されることが明らかであるため、入場税の国税移管には絶対反対であるとともに、本税は明らかに大衆課税であつて不当な税であるから、むしろ撤廃せられたいとの請願。

第一九五四号 昭和二十九年三月十七日受理

選挙違反の連座制強化に関する請願

請願者 兵庫県加西郡在田村野谷 西村照枝外三千八百八十名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一九三四号と同等である。

第一九五八号 昭和二十九年三月十七日受理

選挙違反の連座制強化に関する請願

請願者 兵庫県姫路市玉手四〇六 清水みさ外三千十一名

紹介議員 内村 清次君

この請願の趣旨は、第一九三三号と同一である。

第一九五九号 昭和二十九年三月十七日受理

地方税軽減に関する請願

請願者 名古屋市中区田町二ノ一〇七愛知県クリーニング商業協同組合理事長 山田利一外十二名

紹介議員 菊川 孝夫君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同じである。

第一九六三号 昭和二十九年三月十七日受理

事業税に関する請願

請願者 名古屋市中区大田町一ノ八 佐藤一夫外百十四名

紹介議員 長谷部ひろ君

現行の事業税は、法人経営と個人経営の負担がきわめて不合理かつ不公平であり、零細個人業者の負担が過重であるから、かかるむじゆんと不合理、不公平に満ちた事業税を撤廃せられたい。なお本年度分事業税に対しては法人並に個人事業税の自家労賃を経費として控除せられたいとの請願。

第一九六七号 昭和二十九年三月十七日受理

遊興飲食税の一部を市町村に還元するの請願

請願者 山形県米沢市長 高橋 広吉

紹介議員 鶴見 祐輔君

この請願の趣旨は、第一九二四号と同じである。

第一九六八号 昭和二十九年三月十七日受理

町村合併促進に関する請願

請願者 鹿児島市山下町自治会 館内鹿児島県町村議会 議長会内 高野季信

紹介議員 西郷吉之助君

町村合併促進法施行以来、鹿児島県においてもなるべく規模の拡大を計ろうとする気運が高まってきたが、現実的に町村合併促進に際しては財政的、行政的方面においてなお幾多のあい路があるから、町村合併促進のためさらに一段の援助策を講ぜられたいとの請願。

第一九六九号 昭和二十九年三月十七日受理

地方税軽減に関する請願

請願者 青森県南津軽郡黒石町 信濃壽郎

紹介議員 佐藤 順造君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同じである。

第一九七〇号 昭和二十九年三月十七日受理

国庫納付金制度廃止に関する請願

請願者 神奈川県知事 内山岩太郎外八名

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第一九二三号と同じである。

第一九七一号 昭和二十九年三月十七日受理

地方議会制度強化に関する請願

請願者 鹿児島市山下町自治会 館内鹿児島県町村議会 議長会内 高野季信

紹介議員 西郷吉之助君

地方自治進展の基盤である地方議会制度は、ますます強化されるべきであるにもかかわらず、最近地方制度の改革にあたり、ややともすればその効率化、簡素化に名をかりて、議員の定数削減、名譽職化をはじめ常任委員会制度の縮小等その機能弱体化をはかるうとする傾向があることは、わが国民民主化のためにもまことに遺憾なことである。とくに町村合併が推進され、町村の行政力が拡充すれば、議会の使命はますます重大となつてくるから、政府並びに国会においても地方制度の改革にあつては、あくまでも地方議会制度の強化と機能の高揚を図られたいとの請願。

第一九八〇号 昭和二十九年三月十七日受理

地方税軽減に関する請願

請願者 滋賀県彦根市一番町五三 滋賀県クリーニング工業協同組合内 前田春吉外十名

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第一八八〇号と同じである。

第一九八二号 昭和二十九年三月十八日受理

都市警察存置に関する請願

請願者 大阪市中中之島一ノ四 大阪府労働組合連合会委員長 井岡大治外四名

紹介議員 一松 定吉君 荒木 正三郎君

警察法改正案は、都市自治体警察を廃止し、府県警察に一本化することによつて警察権力を政府の手に握り、警察

国家を復活しようとするものであつて、かくては戦前同様再び労働者の団結に対する迫害と弾圧の暗黒時代を招来する虞が予想されるから、民主日本の将来と健全な組合運動の発展のため、警察法改正案に絶対反対である。ひるがえつて都市警察は、民主主義の基盤としての地方自治と密接不離のものとして発足し、以来六箇年を経過し、いまや市民から親しまれる「われらの警察」として能率的な活動をしてゐるのであつて、大阪市のときは終戦以来大規模な騒ぎよう事件が一度も発生してゐないという実績をあげてゐるのであるから、都市警察はあくまでもこれを存置せられたいとの請願。

第一九八三号 昭和二十九年三月十八日受理

選挙違反の連座制強化に関する請願

請願者 東京都世田谷区新町一ノ三、四一八 根反ハル外九百七名

紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第一九三四号と同じである。

第一九八四号 昭和二十九年三月十九日受理

遊興飲食税の一部を市町村に還元するの請願(二通)

請願者 北海道旭川市長 坂東 幸太郎外一名

紹介議員 鶴見 祐輔君 小林 武治君 堀 末

この請願の趣旨は、第一九二四号と同じである。

第二〇〇三号 昭和二十九年三月十九日受理

入湯税の地域差設定に関する請願

請願者 福島県田村郡小野新町 大字谷津作字小治郎八二二瓶章外十四名

紹介議員 木村 守江君

熱海、別府、登別等主要大温泉地における入湯税と、山間に細細と煙を上げる純療養温泉地における入湯税が同額の二十円であることは、何としても納得できないところであるから、地方税法第六百二十条(入湯税の標準税率は入湯客一人一日について二十円とする)を改正して、入湯税の標準税率を入湯客一人一日について、地区により、(一)特等地区(全国主要温泉地)二十円、(二)一等地区(地方主要温泉地)十円、(三)二等地区(一、(二)を除いて療養を目的とした温泉地)五円、(四)三等地区(旧鉱泉地全部)三円、(五)例外地区(山間へき地のほうろけ温泉地)無税のように入湯税の地域差を設定せられたいとの請願。

第五二四号 昭和二十九年三月二十二日受理

地方財政確立に関する陳情

陳情者 宮崎県議会議長 日高弥一

政府の昭和二十九年財政緊縮政策に伴い必然的に予想される交付金、補助金等の大幅削減その他地方財政に対するしわよせにより、自主財源に乏しくその大半を国庫に依存する地方自治体の新年度予算編成は未だかつてない窮地に直面しているから、適正なる地方財政規模に相応する地方税制及び地方債制度の改革、その他国と地方自治体及び地方自治体相互の間における財源の調整等を行うと共に地方自治体の赤

字財政整理のための特別措置を講ずる等、地方財政の確立を図りたいとの陳情。

第五二五号 昭和二十九年三月十日受理

地方公共団体の財政再建整備法制定促進に関する陳情

陳情者 宮崎県議会議長 日高弥

地方財政の需要は、年々増加の一途をたどっているにもかかわらず、税制、その他の諸収入はこれに伴わず、いきおい中央依存の現状にあつてきわめて自主性の乏しい財政事情にかんがみ、今回政府ならびに国会においては赤字地方公共団体に対する財政再建整備法案を検討中のよしであるが、すみやかに本法案の立法措置を講ぜられたいとの陳情。

第五三二号 昭和二十九年三月十日受理

三日受理

警察制度改革反対に関する陳情

陳情者 広島県福山市議会議長

小山武雄

政府の意図する警察法改正は、新憲法に基き民主警察育成に多大の犠牲を払つてきた地方自治体の努力を無視し、警察権力の中央集中を図るものであつて、地方自治の根本を破壊する虞があるから、今回の警察法改正には絶対反対であるとの陳情。

第五三八号 昭和二十九年三月十日受理

六日受理

営業用トラックの自動車税軽減等に関する陳情

陳情者 東京都中央区銀座東一ノミ

小野哲

政府は、自動車税の大幅引上げを含む

地方税法の一部を改正する法律案を今次国会に提出したが、これは実状を無視するものはなほだしいものであるから、自動車税については、(一)揮発油を燃料とする営業用トラックに対する税を年額一万四千円のおえ置きとすること、(二)ジーゼル車は年額二万三千円を二万一千円とすること、(三)小型三輪車の年額四千二百円を三千五百円とすること、(四)納期は四月及び十月の二回となつてゐるがこれを三回ないし四回とすること等の軽減措置を図るとともに、事業税については、外形標準課税を廃止し所得税とせられたいとの陳情。

第五四三号 昭和二十九年三月十日受理

七日受理

都市警察存置に関する陳情

陳情者 鹿児島市議会議長新川近

義

警察法改正案は、警察の能率化に名をかり、市町村自治体警察を廃止し、一切の人事権、指揮権を政府の手中に掌握して中央集権化しようとするものであつて、これは憲法で保障する主権在民の民主主義に違背し、かつ地方自治の根本原理を破壊するものであるから、警察法改正に絶対反対であるとともに、都市警察はあくまでもこれを存置せられたいとの陳情。

第五四七号 昭和二十九年三月十日受理

九日受理

市制施行基準に関する陳情

陳情者 北海道議会議長 蒔田余

吉

政府は、地方制度調査会の答申に基き、市制施行の要件中、人口基準三万を五万に引上げ、本年四月一日から施

行の用途をもつて地方自治法の改正を企図している由であるが、これは町村合併に伴う市制実施にとつて大なる障害となり、多年熟望してきた市制の実現を不可能とするものであるから、人口基準の引上げを一年間延期せられたいとの陳情。

昭和二十九年四月十六日印刷

昭和二十九年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局